

# 第7回佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成18年6月6日（火曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
職員職氏名	書 記	小 林 茂 子		
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住 宅 管 理 課 長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター所長	森 脇 正 洋	教育委員会総務課長	山 口 清
	教育委員会教育推進課長	芳 原 清 和		
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠席者(1名)	消 防 長	加 藤 隆 久		
遅刻者(1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦	午後から出席	
早退者(1名)	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久	午後1時30分から早退	
議事日程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期の決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 報告第 1 号 平成 17 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 . 議案第 109 号ないし第 121 号議案について
- 議案第 109 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町一般会計補正予算 専決 2 号)
  - 議案第 110 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算 専決 3 号)
  - 議案第 111 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町老人保健特別会計補正予算 専決 4 号)
  - 議案第 112 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町介護保険特別会計補正予算 専決 5 号)
  - 議案第 113 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算 専決 6 号)
  - 議案第 114 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算 専決 7 号)
  - 議案第 115 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 専決 8 号)
  - 議案第 116 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算 専決 9 号)
  - 議案第 117 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算 専決 10 号)
  - 議案第 118 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 専決 11 号)
  - 議案第 119 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算 専決 12 号)
  - 議案第 120 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算 専決 13 号)
  - 議案第 121 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算 専決 14 号)
- 日程第 6 . 議案第 122 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 専決 15 号)
- 日程第 7 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 . 議案第 124 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第 125 号 佐用町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 . 議案第 126 号 佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定について
- 日程第 12 . 議案第 127 号 佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について
- 日程第 13 . 議案第 123 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 14 . 議案第 128 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 . 議案第 129 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 . 議案第 130 号 佐用町保健対策推進協議会条例の制定について
- 日程第 17 . 議案第 131 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 . 議案第 132 号 佐用町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 . 議案第 133 号 佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 20 . 議案第 134 号ないし議案第 136 号について  
議案第 134 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算案(1号)の提出について  
議案第 135 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算案(1号)の提出について  
議案第 136 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案(1号)の提出について
- 日程第 21 . 議案第 137 号 南光駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 22 . 議案第 138 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 23 . 議案第 139 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 24 . 議案第 140 号 道の駅宿場町ひらふくの指定管理者の指定について
- 日程第 25 . 議案第 141 号 上月農産物処理加工施設及び上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 26 . 議案第 142 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について
- 日程第 27 . 議案第 143 号 味わいの里三日月及び味わいの里三日月しぶみ店の指定管理者の指定について
- 日程第 28 . 議案第 144 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 29 . 議案第 145 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 30 . 議案第 146 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第 31 . 議案第 147 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 32 . 議案第 148 号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について
- 日程第 33 . 議案第 149 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について
- 日程第 34 . 議案第 150 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 35 . 発議第 2 号 「佐用町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正する条例について
- 日程第 36 . 発議第 3 号 「佐用町議会議員倫理条例」の制定について
- 日程第 37 . 発議第 4 号 「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定について
- 日程第 38 . 発議第 5 号 「佐用町上下水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例について
- 日程第 39 . 発議第 6 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書(案)の提出について
- 日程第 40 . 発議第 7 号 「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例について
- 日程第 41 . 発議第 8 号 「佐用町外出支援サービス(福祉タクシー)事業実施条例(案)」を制定する条例について
- 日程第 42 . 発議第 9 号 「佐用町高齢者等外出支援サービス事業実施(案)」を制定する条例について

日程第 43 . 請願及び陳情について

請願第 2 号 第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費  
国庫負担制度の堅持に関する件

陳情第 1 号 町有地に関する陳情書について

日程第 44 . 委員会付託について

---

午前 10 時 03 分 開会

議長（西岡正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに第 7 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集賜り、誠にご苦労さまでございます。さて、今期定例会に付議される案件は、専決処分が 14 件、人事に関する案件が 3 件、条例に関する案件が 24 件、平成 18 年度各会計の歳入歳出補正予算の案件が 3 件、議員発議が 8 件、陳情及び請願の案件が 5 件提出されております。なにとぞ、議員各位には御精励を賜り、これら諸案件につき慎重なる御審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、これより第 7 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により、出席を求めたものは、町長、助役、天文台長につきましては、昼から出席するという通知をいただいております。各課長、各支所長であります。なお、消防長については、欠席届が出ております。

なお、本日 3 名の傍聴者の申し込みがありましたので、これを許可いたしております。傍聴におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を尊重していただきますようお願いを申し上げます。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

17 番（山田弘治君） 支配人の出席もお願いします。

議長（西岡正君） 笹ヶ丘荘の支配人も出席されております。よろしく申し上げます。こ

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

---

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名でございます。会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定によりまして議長より指名をいたします。3 番、片山武憲君。4 番、岡本義次君。以上の両君にお願いいたします。

---

## 日程第 2 . 会期の決定の件

議長（西岡正君） 続いて日程第 2。

会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 6 月 6 日より 6 月 27 日までの 22 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日より 6 月 27 日までの 22 日間と決定いたしました。

---

## 日程第 3 . 行政報告

議長（西岡正君） 続いて日程第 3 に入ります。

これより行政報告を行います。町長から行政報告を受けます。町長、庵逄典章君。

町長（庵逄典章君） 皆さん改めまして、おはようございます。早朝から御苦労様でございます。

もう梅雨入りも間近かと思えますけども、このところ晴天が続きまして、非常に真夏のような暑い日が続いております。今日から 27 日までの会期ということで、この 6 月定例議会にたくさんの案件を提案させていただいております。議員各位におかれましては、慎重に御審議いただきまして、適切・妥当な結論をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

またあの、非常に皆さんに心配をおかけしておりました教育長人事を決めるためのですね、教育委員の選任につきましても、今日提案をさせていただいております。どうぞひとつ、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、簡単ですけれども行政報告をさせていただきます。

まず、新町協働のまちづくりの推進母体となります、地域づくり協議会の設立状況について、御報告を申し上げます。各地区、旧小学校区ごとに設置するものでございますが、三日月地区はひとつの協議会とすることとなりましたので、全体で 13 の地域づくり協議会の設立を進めております。各地区自治会長さんを中心に、各地区ごとで協議をしていただきまして、運営のとりまとめ役でございます、地域づくりセンター長も、南光地区がまだ決定をいたしておりませんが、その他の 10 地区、10 名の方には、委嘱状の交付をいたしたところでございます。6 月末までには、すべての地区での設立ができる予定でありますけれども、協議会が設立されますと、まちづくり課、生涯学習課、支所、地域振興課等の職員上げまして、協議会とともに、地域づくりに取り組んでいく所存でございます。議員各位におかれましては、この事業を充分ご理解いただいておりますけれども、推進方にご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、税務課の収納管理、滞納整理の取り組みについて、御報告をいたします。

このたび、6 月が収納管理滞納整理年間計画に基づく上期の取り組みの強化月間に

あたりまして、公平な納税と、徴税収入確保強化月間の看板を、本庁、支所、出張所の玄関に設置して、納税相談折衝を行っております。新しい看板を、本庁、支所、出張所に設置して取り組んでおりますので、御報告をいたします。

次に、町が委託をしております上月農産物処理加工施設及び、上月地域特産直売所の運営会社でございます、有限会社「ふれあいの里上月」の役員が、平成 18 年 5 月 29 の定期総会の役員会で改選、承認されましたので、御報告をいたします。退職されましたのは、社長の中井照美さんと店長の戸谷博子さんでありまして、中井さんは、平成 5 年 6 月から平成 18 年 5 月末までの 13 年間、社長として、また、戸谷さんは、平成 11 年の 6 月から 5 月末までの 7 年間、店長として御活躍をいただきました。後任には、社長には、櫛田の野村眞義さん、店長には、金屋の大西喜久一さんが、それぞれ就任をいただき、今後勤めていただくことになりましたので、御報告をいたします。

また、3 セクでございます、株式会社「道の駅平福」におきまして、去る 5 月 29 日、第 7 回の定時株主総会が開催されまして、任期満了による取締役の改選について、平成 12 年 6 月より、代表取締役として、長年御活躍をいただいております上坂正一氏から、新代表取締役として、岸本紀夫氏に交代をされております。なお、他の取締役 6 名につきましては、再任をされておりますので、御報告をいたします。

次に、社会福祉協議会におきまして、先般、理事会がもたれて、5 月 31 日付けで、田邊一郎氏が、理事・会長を退任されております。6 月 1 日付けで、新理事に浜田義弘氏、佐用町桑野が就任をされまして、正・副会長におきましては、会長に、船引浩一氏、三日月地区です。前この副会長が会長に就任をされております。副会長には、引き続き、尾崎勝敏、小嶋逸也氏また、新理事になられました、浜田義弘氏が副会長として、社会福祉協議会の運営にあたっていただくことになりました。

最後に、省エネの推進でございますけれども、今年の夏もですね、非常に暑さが予想されますが、夏のエコスタイルを実施してまいります。6 月、昨日、5 日から期間を 9 月 30 日までといたしまして、室内温度を 28 度に設定をいたしまして、職員におきましては、軽装、ノーネクタイで執務にあたりますので、議員の皆さんもよろしく御協力をお願いいたします。

以上、簡単でございますけれども、行政報告とさせていただきます。

議長（西岡正君）

以上で、行政報告は終わりました。

---

#### 日程第 4 . 報告第 1 号 平成 17 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（西岡正君）

続いて、日程第 4、報告第 1 号であります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として、前もって配布いたしており、御熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君）

御異議なしと認めます。よってそのように決しました。

お手元に配布いたしております、平成 17 年度佐用町繰越明許費繰越計算書について、町長より報告があります。町長、庵造典章君。

町長（庵途典章君） はい、議長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました、報告第1号 平成17年佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、第5回定例議会で承認をいただいております、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

平成17年度佐用町一般会計補正予算第1号及び平成17年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第1号、繰越明許費といたしました、アスベスト対策事業ほか、5事業につきまして、順次報告をいたします。まず、民生費の児童福祉費、久崎保育園アスベスト対策事業の繰越額2,010万円。財源内訳は、国庫支出金855万7,000円、県支出金、427万8,000円。地方債、430万円。一般財源296万5,000円に決定をいたしております。

次に、土木費の道路橋梁費、道路新設改良事業の繰越額、8,157万3,000円。財源内訳は、地方債6,960万円。一般財源1,197万3,000円に決定をいたしております。土木費の橋梁新設改良事業の繰越額、7,100万円。財源内訳は、国庫支出金3,905万円。地方債、3,190万円。一般財源5万円に決定をいたしております。次に、教育費の社会教育費、上月文化会館アスベスト対策事業の繰越額1,070万2,000円。財源内訳は、国庫支出金327万4,000円。地方債、650万円。一般財源92万8,000円に決定をいたしております。

続きまして、簡易水道事業特別会計簡易水道事業費の管理費、姫路・鳥取道路整備事業に伴う配水管敷設替事業の繰越額、1,441万5,000円。財源内訳は、その他特定財源として、道路公団からの移設補償費、1,300万円。一般財源、141万5,000円に決定をいたしております。また、建設改良費の奥海簡易水道建設事業の繰越額2,871万5,000円。財源内訳は、一般財源2,871万5,000円に決定をいたしております。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

議長（西岡正君） 以上で、町長の報告は終わりました。

ただいまの町長の報告に対しまして、質疑はございませんか。

〔鍋島君「はい、議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） 21番、鍋島です。

一般会計の繰越明許の関係で、数字について確認をお願いします。一般会計の中で、社会教育費の上月文化会館のアスベスト対策事業であります、ほかの繰越額は、道路新設も、橋梁新設も3月議会で繰越明許として議決した金額そのものであります。民生費の久崎保育園のアスベスト対策は、3月議会では、2,535万円の繰越明許してありますが、今度の補正で525万円減額補正しておりますので、2,010万円という金額になります。ところが、上月文化会館の翌年度繰越額1,070万2,000円でありますけども、3月議会では、繰越明許として1,806万円、議決をしております。補正の関係で言えば、この6月議会で756万8,000円の減額補正が提案されています。差し引きしますと、どう計算しても、1,070万2,000円にならない訳でありますけども、これはそういった関係ではないのかどうか、説明をお願いいたします。

議長（西岡正君） はい、答弁願います。

上月支所長（金谷幹夫君） 3月議会の時点では、まだ入札をしてございませんでした。そういう中で、入札を3月のはじめにいたしまして、工期を3月2日からもっておった訳ですが、そういう中で、工事費については、そこで額を決定いたしました。その他、1,806万円というのは、当初、全体繰越でそのなかでは、工事費と事務費とかそういう、いろんなものを含めておりました。そういう中で、精査したなかで、最終的に1,070万2,000円ということで、繰越額が決定して事業を完了いたしました。そういう経過でございます。

議長（西岡正君） よろしいでしょうか。

〔鍋島君 挙手〕

21番（鍋島裕文君） 確認したいのはね、久崎保育園の場合は、2,500何万円で、繰越明許の3月、議決してるけども、補正で525万円減額したことによっても、もちろん落札額との関係でありますけども、ぴたりこの2,010万円で繰越が明確になっただけですね。だから、3月議会の補正、繰越明許の決定金額とこの補正との関係でこの繰越額をきちっと合わせるというようなことは必要ではないのか、いや、それは関係ないのか、確認しときたいんですが。

議長（西岡正君） はい、上月支所長。

上月支所長（金谷幹夫君） これは、先ほども申しましたように、事務費を含んでおりますので、それについてはこれで1,070万2,000円でこれで事業完了ということとで、繰越額で決定いたしております。

議長（西岡正君） よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） 鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） じゃあね、その事務費を含めて当初の1,806万円から議決ですわ。繰越明許はね。それからこうすれば、1,070万2,000円になる。この内容を後ほど、資料として提出を願いたい。

議長（西岡正君） 上月支所長。

上月支所長（金谷幹夫君） そしたら後、整理いたしまして、対比させていただいて、書類を出ささせていただきます。

議長（西岡正君） よろしいですか。ほかにありませんか。  
ないようですから、質疑を終結いたします。

---

日程第 5 . 議案第 109 号ないし第 121 号議案について

議長（西岡正君） 続いて日程第 5 に入ります。

議案第 109 号ないし議案第 121 号、専決第 2 号ないし専決第 14 号については一括議題といたしたいと思ます。

まず議案第 109 号、専決処分の承認を求めることについて、専決第 2 号、平成 17 年度佐用町一般会計補正予算、議案第 110 号、専決処分の承認を求めることについて専決第 3 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第 111 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 4 号 平成 17 年度佐用町老人保健特別会計補正予算、議案第 112 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 5 号 平成 17 年度佐用町介護保険特別会計補正予算について、議案第 113 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 6 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算について、議案第 114 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 7 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算について、議案第 115 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 8 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について、議案第 116 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 9 号 平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算について、議案第 117 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 10 号 平成 17 年度佐用町西はりま天文台特別会計補正予算について、議案第 118 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 11 号 平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算について、議案第 119 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 12 号 平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算について、議案第 120 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 13 号 平成 17 年度佐用町住宅造成事業特別会計補正予算について、議案第 121 号 専決処分の承認を求めることについて、専決第 14 号 平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算を議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 109 号ないし 121 号議案の専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので、提案の御説明を申し上げます。

議案第 109 号 平成 17 年度佐用町一般会計補正予算第 2 号、専決第 2 号でございますが、今回、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2 億 7,930 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、82 億 8,703 万 1,000 円に改めております。

歳入では、交付金等の額が決定いたしましたので、補正計上いたしております。第 1 表の歳入の内訳でございますが、町税におきまして 1,353 万円を減額し、町税の総額を 7 億 6,623 万 5,000 円に改めております。地方贈与税では、132 万 2,000 円を増額。利子割交付金は、150 万 9,000 円を増額。配当割交付金も 190 万 1,000 円を増額。株式譲渡所得割交付金も 1011 万 7,000 円を増額。地方消費税交付金も 1,539 万円を増額。ゴルフ場利用税交付金につきましても、358 万 6,000 円を増額。自動車取得税交付金も 514 万 7,000 円を増額。地方交付税は、2 億 7,640 万円を増額いたしており

ます。これは、特別交付税が確定をいたしましたので、計上。これによりまして、特別交付税は総額 8 億 300 万円となりました。交通安全対策特別交付金は、29 万 1,000 円を減額いたしております。分担金及び負担金は、130 万 5,000 円減額。これは、事業等にとともないます関係経費の精算によるものでございます。使用料及び手数料は 174 万 9,000 円を増額。これは各施設等の使用料また、戸籍謄本関係手数料などがおなものでございます。国庫支出金、県支出金も事業等の精算によりまして、計上いたしております。国庫支出金、1,947 万 8,000 円。県支出金 4,441 万円を減額いたしております。財産収入は、282 万 8,000 円増額。主なものは、土地売払収入や、土地賃借料でございます。賃貸料でございます。寄附金では、8 万 5,000 円増額。繰入金は、193 万 5,000 円減額。主なものは、農産物処理加工施設運営基金繰入金を減額したものでございます。諸収入は、902 万 2,000 円増額。主なものは、保育園の受託事業収入、過年度収入及び雑入のその他、自動販売機、電気料金や、保険料払戻金などでございます。町債は、3,120 万円増額。これは過疎対策事業債の追加採択、公営住宅建設事業債の調整分としての振替えなどによります整理を行いました関係が主なものでございます。次に、歳出でございますが、議会費は不用額の整理によりまして、249 万 2,000 円減額いたしております。総務費では、人件費の精算、合併以降関係経費の整理、農業委員会委員選挙関係経費等の不用額の整理によりまして、7,742 万 7,000 円を減額いたしております。次に、民生費でございますが、国民健康保険特別会計や老人保健特別会計等の繰出金の整理、災害救助費関係、人件費の整理などによりまして、3 億 2,928 万 3,000 円を減額いたしております。次に、衛生費関係でございますが、簡易水道事業特別会計、生活排水処理事業特別会計等の繰出金の整理が主なもので、9,202 万 7,000 円を減額整理いたしております。次に、農業費関係では、基盤整備促進事業や林業振興費の補助金関係経費などの整理によりまして、2,949 万 1,000 円を減額いたしております。次に、商工費でございますが、西はりま天文台公園特別会計繰出金や、人件費などの整理によりまして、241 万 1,000 円を減額いたしております。次に土木費でございますが、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金や、各事業関係経費の精算などによりまして、7,073 万 7,000 円を減額いたしております。次に、消防費は人件費の整理などによりまして、1,017 万 9,000 円を減額いたしております。次に、教育費では、小・中学校の通学対策関係経費の整理、上月文化会館後事関係の精算、人件費の整理などによりまして、6,161 万 1,000 円を減額整理いたしております。災害復旧費は、事業等の精算見込みによりまして、887 万円を減額いたしております。公債費も精算によりまして、1,928 万 8,000 円を減額整理いたしております。諸支出金は、基金費の財政調整基金、減債基金積立金、9 億 8,336 万 8,000 円の積立が主なものでございます。第 2 表、地方債補正につきましては、6 ページの内訳を御覧いただきたいと存じます。次に、議案第 110 号 平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号、専決第 3 号について説明を申し上げます。

歳入より説明をいたします。国民健康保険税につきましては、一般被保険者分、退職被保険者分を合わせまして、12 万 1,000 円の減額であります。国庫支出金の国庫負担金では、664 万 1,000 円の減額で、療養給付費等の減額によるものであります。国庫補助金も同様の理由で、普通調整交付金で 715 万 7,000 円の減。特別調整交付金で 243 万 6,000 円の減でございます。療養給付費交付金は、退職者分の療養費の増によりまして、4,595 万 6,000 円の増額であります。県支出金の県補助金は、2,416 万円の増でございます。繰入金の他会計繰入金では、1 億 2,508 万 3,000 円の減で、その他の一般会計繰入金の減が主なものでございます。基金繰入金では、4,309 万 4,000 円を繰入れしております。諸収入の雑入で、第 3 者納付金が 2 3 4 万 5,000 円の増となっております。

ります。次に、歳出について説明をいたします。総務費の総務管理費については、総額184万6,000円の減額でございますが、精算による人件費にかかるもの及び消耗品費、電算処理委託料の減が主なものでございます。徴税費では、印刷製本費、郵便料を減額いたしております。運営協議会費では、委員の就任が2月からでしたので、4箇月分報酬を減額しております。保険給付費の療養諸費では、精算による減額と財源変更を行っております。高額療養費から、結核療養賦課金までは精算による減額でございます。老人保健拠出金及び介護納付金は、財源変更でございます。共同事業拠出金は、442万円を減額いたしております。保健事業費は267万6,000円の減額で、需用費でパンフレットの製作を計画いたしておりましたが、一部中止したものと事務所で作成したため、90万円を減額。通信運搬費共同電算処理、がん検診委託料等は件数の減によるものでございます。公債費、39万2,000円の減額は17年度前期の旧町決算による借入金の利子であります。諸支出金はそれぞれの不要額を減額したものでございます。予備費は、1,395万1,000円を減額いたしております。以上、国民健康保険特別会計補正予算の説明でございます。次に議案第111号 平成17年度佐用町老人保健特別会計補正予算第1号、専決4号について、御説明を申し上げます。本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,607万9,000円を減額し、総額を18億5,584万2,000円とするものでございます。

まず、歳入より御説明をいたします。支払基金交付金において、9,029万2,000円を減額。国庫支出金で6,537万6,000円を減額。県支出金においても2,292万5,000円を、繰入金でも一般会計よりの繰入金5,985万円を減額し、諸収入は第3者納付金、236万4,000円を追加するものであります。これらの減額は医療費の確定によるもので、特に17年度の本予算では、合併による旧4町分の10月以降の半期分という特別な形での予算でしたので減額の幅が大きなものとなりました。続いて、歳出のご説明を申しあげます。医療諸費は、確定により2億3,577万1,000円の減額。諸支出金で精算による12万8,000円を減額。また、公債費でも18万円を減額いたしております。

以上で、老人保健特別会計専決予算の説明とさせていただきます。次に、議案第112号 平成17年度佐用町介護保険特別会計補正予算第2号、専決第5号でございますが、専決をいたしました内容は、既定の歳出歳入予算の総額から歳入歳出それぞれ4,781万7,000円を減額し、予算総額を8億7,448万9,000円といたしております。補正の主たる理由は、介護保険事業の完了によるものであります。まず、歳出におきましては、総務費284万7,000円の減額は、それぞれの総務管理費159万2,000円。介護認定審査会費、88万5,000円。運営委員会費37万円の不要額額でございます。保険給付費、4,496万7,000円の減額は、各種サービスの確定による介護サービス等諸費、3,308万5,000円、支援サービス等諸費、279万2,000円。その他諸費、7万2,000円。高額介護サービス等費21万4,000円。特定入所者、介護サービス等費、880万4,000円のそれぞれの不要額でございます。また、諸支出金、3,000円の減額は返還金及び一般会計への繰出金の不要額でございます。

続いて、歳入においては、保険料232万7,000円の増額は、第1号被保険者保険料の増収額でございます。使用料及び手数料については、督促手数料1万7,000円を増額しております。国庫支出金、60万2,000円の増額、支払基金交付金1,907万円、県支出金、2,079万1,000円の減額は、それぞれの補助金等の交付決定により行ったものであります。繰入金、1,091万3,000円の減額は、事業完了による一般会計からの繰入金の減額であります。また、諸収入1万1,000円の増額は、延滞金、加算金及び過料、雑入の調整をしたものであります。

以上、簡単でございますが、介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

す。次に、議案第 113 号 平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 2 号、専決 6 号について提案の御説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、295 万 6,000 円を減額し、総額を 7,150 万 3,000 円といたしております。

まず、歳入より御説明申し上げます。事業収入については、精算により 456 万 2,000 円を追加し、県支出金では、1 万 9,000 円を減額。繰入金においては、一般会計よりの繰入金 717 万 6,000 円を減額いたしました。また、諸収入でも、精算見込みによる、短期宿泊事業の実績検討により、32 万 3,000 円を減額いたしました。

続いて、歳出の説明を申し上げます。民生費のうち、一般管理費では、人件費の精算等により、172 万 2,000 円を減額。運営費においても、需用費のうち、高熱水費等の確定により、119 万 4,000 円の減額。また、予備費でも 4 万円を減額し、本会計の予算といたしました。以上、朝霧園特別会計補正予算専決予算の説明といたします。次に、議案第 114 号 平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第 7 号について、提案の理由を申し上げます。

まず、第 1 条において、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ、2,627 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、12 億 5,233 万 8,000 円といたしました。第 2 条では、奥海簡易水道事業、北部簡易水道事業及び三日月簡易水道事業の起債の限度額を、第 2 表のとおり変更をしております。次に、歳入より説明をいたします。10 項、負担金において、給水工事費負担金 2 件分、40 万円を追加し、工事負担金を 10 万 4,000 円を減額いたしました。15 款、使用料及び手数料においては、簡易水道使用料を水需要量の増加等により、650 万円追加いたしました。15 項、手数料については、検査手数料を 21 万 9,000 円追加いたしました。35 款の繰入において、平成 17 年度決算見込みにより一般会計繰入金を 4,823 万 6,000 円減額をいたしております。諸収入においては、姫路・鳥取横断自動車道建設に伴う、町道中山線排水管敷設替工事補償金と、1,504 万 4,000 円を追加いたしました。90 款、町債においては、北部簡易水道拡張事業費調整により、10 万円減額をいたしております。次に、歳出の説明をいたします。簡易水道事業費の一般管理費においては、人件費の調整及び各簡易水道維持共通管理費の精算等により、231 万 6,000 円減額をいたしております。20 目の電波管理費では、佐用中部・南部・北部及び三日月簡易水道の施設管理経費等の精算によりまして、1,108 万 5,000 円を減額いたしました。その内訳の主なものは、需用費において、電気料 272 万 2,000 円。水道施設等修繕料、192 万 2,000 円及び医薬材料費 170 万円をそれぞれ減額をいたしております。役務費では、通信運搬費を 54 万 8,000 円減額。委託料では、機器管理委託料、水質検査委託料等を 76 万 2,000 円減額。工事請負費では、給水工事費等を 131 万 9,000 円減額。姫鳥線建設に伴う配水管移設工事費、163 万 8,000 円の減額をいたしております。建設改良費では 1,266 万を減額をいたしました。その主なものは、委託料において、奥海簡易水道・北部簡易水道及び三日月簡易水道建設工事に伴う、水質検査料を 37 万 5,000 円減額し、工事請負費では、工事完了に伴う精算による調整として、奥海簡易水道新設工事費 145 万 6,000 円、北部簡易水道拡張工事費 1,031 万 6,000 円。三日月簡易水道上水設備工事費、35 万円をそれぞれ減額し、合計で 1,212 万 2,000 円の減額となりました。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の専決の提案説明とさせていただきます。次に、議案第 115 号 平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 2 号、専決第 8 号についての説明を申し上げます。

まず、第 1 条で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4,211 万 7,000 円を減額し、予算総額を 6 億 2,292 万 1,000 円にいたしております。

歳入においては、分担金及び負担金、189万7,000円を追加し、使用料及び手数料、1,020万円、繰入金3,369万4,000円、町債を930万円減額いたしております。

歳出では、公共下水道事業費において、管理費3,171万7,000円、事業費1,040万円を減額いたしております。管理費の減額の主な理由は人件費の減と光熱費等の節約減でございます。また、第2条では地方債の借入限度額の補正をしております。

以上で特定環境保全公共下水道事業特別会計専決予算の説明といたします。次に、議案第116号 平成17年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第1号、専決第9号についての、提案説明をいたします。

まず、第1条で歳入歳出予算の総額から、1,154万円を減額し、予算総額を1億9,659万6,000円にいたしております。

歳入の補正の内容は分担金及び負担金、47万5,000円。諸収入1万5,000円を追加し、使用料及び手数料110万1,000円。繰入金1,092万9,000円を減額いたしております。

歳出においては、生活排水処理事業において、浄化槽管理費313万8,000円。農業集落排水施設管理費830万2,000円。公債費10万円を減額いたしております。浄化槽管理費の減額の主な内容は、浄化槽管理費160万円、工事請負費50万円の減額で、農業集落排水施設管理費では、一般管理費において、人件費の273万2,000円の減額、現場管理費において、需用費185万円、工事請負費220万円の減額等でございます。

以上、生活排水処理事業特別会計専決予算の説明といたします。次に、議案第117号 平成17年度西はりま天文台公園特別会計補正予算第2号、専決第10号の補正は、使用料等の追加補正と繰入金等の予算調整をし、17年度の公園運営管理の充実を図ったものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ66万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億3,123万6,000円にいたしております。

まず、歳入では、使用料及び手数料の野外活動センター使用料に12万4,000円を追加。県支出金、委託金、西はりま天文台公園管理運営委託金を16万5,000円減額。一般会計繰入金84万1,000円の減額補正でございます。これは、グループ用ロッジ使用料、西はりま天文台公園管理運営費及び一般会計繰入金の確定により、補正を行ったものでございます。

一方、歳出におきましては、総務費、総務管理費の水道施設運営費の水道料及び水道施設共同負担金の減額。教育費、社会教育費の給与、職員手当等の減額。グループ用ロッジの修繕費及び備品購入費の追加、公園内施設の整備、備品購入費等の不要額の減額等でございます。

以上、平成17年度西はりま天文台公園特別会計補正予算の概要といたします。次に、議案第118号 平成17年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第2号につきまして、提案の御説明を申し上げます。

専決をいたしました内容は、既定の歳入歳出予算額から歳入歳出それぞれ、408万9,000円を減額し、予算総額をそれぞれ6,267万7,000円にいたしております。

補正の内容はまず、歳入につきまして、笹ヶ丘荘事業収入の使用料268万3,000円、交流会館事業収入の使用料、125万3,000円、一般会計繰入金、15万3,000円を減額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費、268万3,000円の減額でその主なものは、賃金65万3,000円、需用費、40万2,000円、公課費60万3,000円の不要額と、交流会館管理運営費、140万6,000円の減額で、交流会館、交流体験施設、キャンプ場管理のための需用費、役務費委託料などの不要額でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計専決予算の説明といたします。次に、議案第119号 平成

17年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第2号、専決第12号でございますが、専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ86万5,000円を減額し、1,730万円といたしております。専決の主たる理由は、事業の完了によるものでございます。

まず、歳出におきまして総務費、60万9,000円の減額の主たるものは、職員・臨時職員の人件費に関する不要額で、医療費の25万6,000円の減額は、それぞれの需用費19万1,000円、委託料6万5,000円の不要額であります。

続いて、歳入においては、診療収入、170万9,000円を増額し、一般会計からの繰入金257万4,000円を減額いたしております。

以上、歯科保健特別会計専決予算の説明とさせていただきます。次に、議案第120号平成17年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第1号、専決第13号につきまして提案の説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の歳入歳出予算額に歳入歳出それぞれ、950万3,000円を減額し、予算総額をそれぞれ1,302万5,000円といたしております。

補正の内容は、まず、歳入につきましては、財産収入950万3,000円の減額で、不動産売払収入、945万4,000円が主のものであります。

歳出につきましては、宅地造成基金4万9,000円、一般会計繰出金、945万4,000円、予備費2,000円の不要額といたしております。以上、宅地造成事業特別会計専決予算の説明といたします。

第121号平成17年度佐用町石井財産区特別会計補正予算第1号につきまして御説明を申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳入それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393万6,000円といたしております。歳入につきましては、雑収入で1万4,000円増額いたしておりますが、これは関西電力への土地賃借料でございます。歳出につきましては、歳入同額を予算計上いたしております。

以上、13議案を一括して御説明を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告、承認を求めらるものでございます。御承認賜りますようお願いを申し上げます。説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより、議案第109号専決処分の承認を求めることについて、専決第2号平成17年度佐用町一般会計補正予算への質疑に入ります。質疑のある方。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい。岡本義次議員。

4番（岡本義次君） はい。4番、岡本でございます。

合併してですね、初めての6月議会ということで、専決でありますけれど、金額が相当抑えたと言われるんか、絞ってこられたという言い方がいいんかどうか、まあそこら辺についてはですね、部分が相当数多くでておるわけでございます。100万円以下の分については、私は仕方がないのかなと思うわけでございますけれど、100万円を越えた分も数多く見受けられるわけでございますので、そこら辺については合併してこれぐらいは絞って、18年度の分についても備えておきたいという、そういう魂

胆があったんかどうか、そこら辺については町長いかがでしょうか。

議長（西岡正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、まあ、そういうことを意識してしたとか、そういうふうに行ったということではありませんけれども、まああの、17年度の合併後の半年間の予算につきましては、当初各旧町で17年度1年間の通年予算を組んでですね、半年間の執行を行い、残りの予算を持ち寄って17年度の新町の予算としたということです。そういう内容の中でですね、若干その予算の積算のやはり、結果的には課題というようなものもあったかということもありますし、また合併後ですね、相当いろいろと節減に努めてですね、経費の節減を努めたという結果もございます。それから、交付税等の増額によりまして、この点については、当初から県の方から今年の17年度の交付税額については、特に特別交付税は約2割ぐらいの減を見込みなさいと、ぐらいの額になりますよということ言われた中でですね、財政担当としてもそういう予算計上をいたしておりました。結果的には、佐用町の場合には、昨年度の特別交付税総額から1億円余り増額の8億300万円という金額をいただいたということで、それがかなり大きく変わった点でございます。

当初、18年度予算を組む段階におきましてですね、御報告をさしていただいたとおり、12億の基金を取崩しました。こういう基金を取崩して、今後の財政運営を考えたときに、当然そういうことが19年、20年と続けることができないという中でですね、私の予想ではだいたい7億から8億ぐらいの不用額というものが出るだろうということで、新たに基金も積立てができるということで、18年度の予算編成においてもですね、そういう予想はある程度立てておりましたけども、結果的には3月の補正で3億、今回9億8,000万円の基金をそれぞれまた積直すことができるということで、まああの、今後の財政運営におきましてはですね、その基金というものが非常に大きな財源になるんですけども、ただ18年度からはですね、このような大きな最終予算の差というものはね、出てこないということになりますので、同じように18、19年度予算を考えるとということはいけません。慎重に今後の財政運営を行っていかなくちゃいけないというふう考えております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） はい。じゃああの、ただいまの岡本議員の関連で、特別交付税の関係で若干質問いたします。まああの、結果的には万々歳ということでね、3億円近い金が見込みにあったというのでありますけども、しかし、この本予算を組むときの議論の経過を見ますとね、これやっぱり当局に問題があったんではないかという感想を非常に持っております。それで伺いたいわけでありまして、最初、本予算を組むときに、旧町からの特交の残額というのは6億2,000万ほどありました。その残額のうち、今言われたように80パーセント、実は75パーセントを見込んで、5億円

ほどのね、当初予算を平成 17 年度は組んでたんですね。結果として、8 億円入ったということで、今 3 億円から余ったということでありまして、そのときにどういう議論をされたかということです。そのときされたのが、上月や南光町は特別交付税の見積が甘いというような意見も言われたのを耳にしております。というのは、その当時、本予算額特交を 5 億 2,600 万円するには、佐用の場合は予算残額から 76 万 8,000 円だけの減額、ところが、上月・南光はそれぞれ 4,000 万円以上のね、減額をしなければ、この特別交付税の見積にならないということで、非常に甘い見積をしたために、後で予算を組むのが大変だと。そのために財政調整基金から 3 億円崩さなきゃならなくなりましたというような趣旨の発言をされとんです。

ここで伺いたいのはね、確かに特別交付税が最終的に何ぼくるかなんてこと分かりません。その時点ではね。ただし、上月も南光もそれぞれね、過去の実績やその当時の国の動向を見てね、予算を組んでるんです。実際、庵途町長は本予算を組むときに上月・南光それぞれ 4,000 万円減額しなきゃいけないというような予算を組んだわけだけど、結果としてね、だったら旧上月・旧南光のその特交の見積が本当に甘かったのかどうか、まあ結果として言えないと思うんですけど。そのあたりはどのように見ておられるか、町長が分からなければ、財政課長お願いしたいんですが。

議長（西岡正君） 町長。

町長（庵途典章君） まああの、12 月の補正におきまして、3 億 6,000 万円の増額補正をさしていただいた、基金を取崩してですね、そういう実際の予算上ではそういう形になったわけです。その特別交付税につきましては、先ほどお話ししましたように、総額が国においても非常に削減をされております。そういう中においてですね、町としてはいくらいただけるか、これ分からない金額です。これについては、こういう合併を行う中で非常にまあ、いろいろと経費もかかっていると。県にも特別交付税の確保ですね、お願いしたいということは何度もお願いをしておりますけれども、実際に県の財政当局からすれば、約、昨年度と比べれば、まず 2 割は減額になるということを見込んでくださいということを言われてるわけです。ですから、どうしても町としてはですね、本来特別交付税というのは、そういう特別な場合に出るもので、実際それを全額ですね、過去の実績と言われても、そのときによってかなり違いますし、今非常にまた、その特別交付税に対して厳しい状況の中でその額を全額充てるということは、そんな危険な予算編成はできないということで、その 75 パーセントぐらいは見込むということで、財政は組んでおります。これはまあ、財政のですね、予算計上の上では、当然しかるべき計算であろうというふうに思っております。ただ、その結果はですね、こうしてまあ、非常に特別交付税が削減された地域もありますけれども、佐用町の方は合併に対する評価、また県もろもろのまあいろんな評価の中でこれだけの交付税が交付されたという、これは結果であります。ただ、そのことが将来ともですね、こう続くということはなかなか当然言えないわけで、今後、これは県当局ともいろいろと協議をしながらですね、今後の見通しを立てていかなきゃいけないということになるのかと思います。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「財政課長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 財政課長、もしも言えたら。先ほどの質問。

議長（西岡正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） はい。あの、ただいま町長言われましたとおりですね、私たちもその交付税なり交付金関係、ひとつには地財計画等の関係ございますし、そういうものに基づきましてですね、一応試算をさせていただいております。まあ、特別交付税につきましては、最終 3 月でないとも結果が見えてこないというものがございます。そういう中で、予算計上する場合ですね、やはりあの、慎重を期してこう計上をさせていただいておるとというのが現状でございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） いやまあ、財政課長にひとつの確認ですが、まあ、たまたまこういう結果になったということで、いわれてるのかもしれませんが、私は町長の提案、この 3 月議会を含めて、本予算と今年度の一般会計予算含めてですね、町長の提案を 2 回見させていただきました。まあ、2 回ほどで結論づけられないか分からないけども、どうもね、私の感じでありますけども、この交付税の見方が非常に過小に評価されると。で、最終的には 1 億か 2 億余分にきて、これで思った以上にきたということで締めくくるといような、そういうパターンに思えてならないんですね。ただ、それは、収入を少なく見て頑張っているという見方があるかもしれないけども、これだけしか交付税入らないから、いろんな事業もできないんだといようなことで、町長は各老人会や何やら行かれても、財政厳しいからと盛んに言われてるみたいだけど、私の感じたが、あえて交付税等を過小評価して予算編成してる、このように感じてならないが、そのあたりはどうなのか、御答弁いただきたい。

議長（西岡正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、私の方はですね、その過小評価という見方は結果として言われるんかも知れませんが、当然、過去からずっとここ何年間か推移見てもですね、交付税も減額をされてきておりますし、今の政府のいろんな今議論されている内容を見てもですね、非常に地方交付税に対して厳しい状況にあることは間違いのないわけですね。そういう中で、この 18 年度予算におきましても、12 億の基金を取崩している現実をね、きっちりと皆さんに御認識をいただいとかなないとけないということです。12 億の基金を取崩しても、なかなか十分、すべてのいろんな事業、要望に応えることはできないという皆さんの評価なんですけど、この基金、こういう町の財政状況の中でね、やはり新町にまあその削減すべき点は削減しながら、またどうしても必要な点はどこからその財源を生み出してくるか、その財源というものに対してきっちりとしたその見通しを持った中でね、進めていかなきゃいけないというふうを考えて

おります。

議長（西岡正君） はい。ここでしばらく休憩をいたします。15分に再開しますので、よろしくをお願いします。

午前 11時07分 休憩

---

午前 11時15分 再開

議長（西岡正君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。  
質疑のある方。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 歳出の関係からお尋ねします。

1つは、38ページの総務費の中の町総合策定計画委託料、大幅な減額になってますけど、その経過というか結果、内容を御説明願います。

それから、もう1つは、まず歳出ですけど、51ページの民生費の中の食の自立支援事業委託料減額、この内容を。歳出では、大きいのは。

あと、歳入も質問並べてよろしいですかね。歳入の方は31ページの雑入、その他600万7,000円。この、その他なので細かいことがたくさんあるんかとも思うんですけども、金額的にはほかの項目よりも金額的に大きいので、全体の約半分、その他ということになってありますので、この内訳を説明してほしいです。

その次に、歳入の1ページ、説明では税収入の町税ですけど、全体では1ページの款5、町税ですけど、歳入の10ページにある町税滞納繰越分の減額。1つは法人の15万と、もう1つ大きいのが固定資産税1,061万3,000円、これ減額にされているんですけど、結果としてこうなったということでしょうけど、金額的にはどういう事情でこういうふうな結論にいたったのか、その説明をお願いします。

議長（西岡正君） はい。説明願います。はい、まちづくり課長。南上課長。

まちづくり課長（南上透君） それでは、お答えさせていただきます。

まちづくり課の関係でございますけども、38ページの町の総合計画策定委託料の中で、478万8,000円の減額をいたしております。このことにつきましては、17年度と18年度で総合計画策定委託料をしようということで予算化をしております。結果的には、18年度で契約を結び、18年で執行していくということになりまして、17年度分につきましては全額落とさしていただいたということでございます。そういうことでございます。

議長（西岡正君） はい、課長。

健康課長（達見一夫君） お答えいたします。食の自立支援事業につきましては、社協等への配食サービスの委託、これが旧町単位での暫定予算から残りの分ということで継続させていただいておったんですけども、精算によって不用が生じたということで

ございます。

議長（西岡正君） 続いて、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい。それでは、雑入のその他につきましてなんですが、実はあの、この雑入関係の細節と言いますのは、99項目しか持てないという中で、詳細に渡ってですね、すべての項目が電算上で取れないということで、このその他に入っておるということで、項目といたしましては数多くの分が入っております。まああの、たとえば言いますと、いきがいドームのタオル売買とか、それから、緊急通報システムの負担金、それから、健康の里の購買代金、それから、広報等の郵券料ですね、町外の方に送っております、そういう郵券的なもの。それから、公有自動車の関係の保険の戻金だとかいうものがございましてですね、そういう中でこんだけの金額が上がっていると。一番まあ大きな金額といたしましては、今回南光地域福祉センターの使用料というのが240万からここで受けております。そういう関係で雑入のその他の項目がかなり多くなっていると。これにつきましてはですね、今後、またこの項目をもう少し分かりやすい形で来年の予算にはやっていきたいなというふうに私は考えております。

議長（西岡正君） はい、税務課。

税務課長（大橋正毅君） これは税務課の関係なんですけど、これにつきましては、各町の持ち寄り、合併前の協議の持ち寄り予算をそのまま計上させていただきました。上半期・下半期、按分率をかけた持ち寄りなんですけど、それと、それから、あの、上半期の施行状況が違っておりました。その差でございます。それから、あの、固定資産税の滞納繰越分なんですけど、これがあの、1,000万ほどマイナス計上しております。滞納繰越分につきましては、この見込みとかその辺の分で見させていただきました。これはあの、いわゆる大口滞納の入る見込みをそれまでに交渉なりで見込んでおりました。それを計上させていただいたんですけど、それが現年分が入ってきたということで、滞納分の方はマイナスになっております。それから、法人につきましては、これにつきましては、いろいろとこう納税折衝いうんか、督促とかその辺のことしたんですけど入らなかったと、15万のマイナスということになっております。以上です。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） はい。歳出はいいです。歳入のその他の方は、来年度予算ではこの掲載の仕方を考えたいというお答えだったんですけど、今回のこの関係については、まああの、予算上というか、このところにはその他で書いてあるんですけど、別紙であの、今口頭で言われたことなどをまとめて御提示いただけますか。その点、もう一度御回答お願いします。

もう1つ、滞納繰越分の関係の御回答の中で、持寄り予算をあげて、それぞれ各地域ごとに対応が違ってたというような回答だったかと思うので、それぞれ旧町ごとの

滞納の状況がどうなのか、この金額について提示してください。その点お願いします。

議長（西岡正君） はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 私が説明させていただきましては、あの、現年持寄り予算というのは、現年分予算のことでございます。現年分予算につきましては、正直言いまして、各町の持寄り予算いうんですか、を計上いたしまして、これは通年した収納にはしてないんですけどね、下半期だけ見た場合にこういう結果になっております。通年した場合はむしろ上がっておるんですけど。

それから、滞納繰越分につきましては、これはあの、結果いうんですか、これにつきましても、全体 17 年度見た場合に、あの、収納率いうんですか、これも前年に比べて大幅に上がっておるんですけど、各町いくらかというようなことにつきましては、あの、これはもう合併しておるんで、あの、それが自治体いうんですか、まあ言うたら旧町の地区ごとというんですか、そういう形では現在は表れてきません。ただあの、これあの、前の議会でもちょっと話させていただいておったんですけど、平成 16 年決算の数値を元には今までも旧町どれくらいかという数字は提示させていただいておりました。それで良ければ話させていただきますけど。

議長（西岡正君） はい、平岡議員、先ほど言われておったまとめてというのは、税務関係の資料という意味でしょうか。

18 番（平岡きぬ糸君） 雑入。

議長（西岡正君） 財務。その他。はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい。まとめてと、非常に難しい。今回このその他に入っております関係が、私数えますと 201 件からの件数にのぼっております。そういう中で、決算の段階ではですね、そういうまとめたものは提出させていただきたいなと思っておりますけども、まああの、決算統計等の関係で最終的な部分で割り振りしておりますんで、最終決算今度議会の時点をお願いしたいなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

議長（西岡正君） はい、よろしいか。はい、ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本でございます。町民税の 63 万 6,000 円の滞納とか、固定資産税、そして軽自動車税、土地保有税、住宅の使用料、そのほかですね、大変溜まっております。専決で決まっておるとはいえですね、私がいつも申し上げるんは、やはりあの国も税の平等な立場の中でされて、高い収入の人は高く税金を払い、低い人は低いような格好で払っております。それが私、上月でいくらずつとこう何度か口すっぱく言ってきたんですけど、その中身が全然見えなかったんです。そして、佐用町が合併してからでもですね、申し上げておきましたけれど、今現在の状態がです

ね、あの合併した当時は、今、平岡さんもおっしゃいましたけれど、旧町ごとで何件の何ぼあって、そして今、合併して半年も経って、今 6 月時点ではですね、何件の何ぼぐらいと。そして、そういう中身をですね、われわれ議員としても見えてこないわけでございます。ですから、やはりですね、今、社会保険庁の国民保険とかNHKのですね、受信料も皆さん御存じのようにですね、ああいう正直者がバカみてですね、正直に払っておるもんまでがですね、「われわれもう払わんぞ」というようなことになっては大変な事態になります。やはり、私はいつも申し上げますが、正直者がバカみないような格好の中で、私は追いはぎでも何でもありません。病人で収入がない人まで取ってこいとか、そういうふうなことは決して申しておるんではございません。その中身を事実をですね、皆さん、われわれ議会にもまた知らしていただいて、それが税務課なり住宅課、そして各その他の方の課もですね、そういう滞納の分があればですね、いつまでに、どのように努力して、どうなっていきよると、そういう推移をですね、前から申し上げておりますんで、そういう表ができて、われわれにすぐ今出せる状態にあるんかどうか、税務課並びに住宅課長、お願いします。

議長（西岡正君）                      はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君）              これは、今のところ、概算いうんですか、ある程度まとまった数値なんですけど、町税では、あの、17 年度合併前の旧 4 町と合併後の 1 町になったん合算した数値を持っております。その数値によりましたら、徴収率が 83.2 パーセントということになっております。それが 16 年度の旧 4 町の合計が 82 パーセントでしたので、大体 1.2 パーセントぐらいポイントは上がっております。これも調定額によって違うんですけど、収入金額でいきましたら 6,100 万円と、それから、不納欠損額で言いましたら、旧 4 町の 16 年度が 1,600 万ぐらいありましたんですけど、大体その半分以下と、不納欠損額。それから、収入未済額には、昨年よりも 1,800 万ほど減っておるという状況で、税務課としてもできるだけ収納係も設置してありますし、納税折衝、それから年間スケジュールですか、それから課内でもこういう方法でやろうということで基本方針を立てたりして取組んできております。それから、年間 2 回ですか、収納強化月間いうて、今月もそうなんですけど、800 名ぐらい対象に納税折衝いうんですか、を予定して、もう既に入っております。取組みの状況としては、以上のようなことでございます。

議長（西岡正君）                      住宅課長。

住宅管理課長（田村章憲君）              滞納繰越でございますが、旧佐用町でですね、6 名の方で 298 万 5,500 円。それから、旧上月の方で 9 名の方で 276 万 9,500 円。旧南光町の方で 4 名の方で 67 万 1,200 円。トータルで、これはトータルの中にちょっと駐車場のこれ佐用の方が 2 名おられまして、7 万 8,000 円入っておりますが、642 万 6,200 円の現在滞納がございまして、まああの、徴収につきましては、いろいろと相談させていただいて、現年プラスいくらか入れていただくということをお願いして回っておりますが、なかなかほかのところにも借金があるという話があったりして進まないのが現状でございます。17 年度の現年度分につきましては、まああの、努力した結果ですね、佐用で 1 人、20 万 6,800 円の残りでございます。上月につきましては、5 名で 54 万 6,800 円。それから、南光につきましては、3 名で 18 万 800 円。三日月につきましては、4 名で 97 万 1,300 円。トータル、190 万 5,700 円の今のところ滞納ということで

なっております。トータルで 833 万 1,900 円ということで、1,000 万がなかなか切れなかったんですけれども、段々と少なくなってるのが現状でございます。以上です。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） 今、中身、言葉でですね、まあ聞かしていただいたら、まああの、税務の方でも 6,100 万から、そしてまた、住宅の方でもですね、御努力されておるといってございまして。ですから、そういうことを一覧表にしたやつをね、やはり議会人のわれわれに見せていただいて、そしてひとつの方向性いうんをしっかりとですね、われわれも見守っていかないとだめですし、前にですね、聞いたときに、あの、われわれはそんな仕事じゃないという職員がいらっしやっただいことを聞いて、私も唖然としたんですけども、そういうことがないように徹底して各課の職員にも勉強していただいてですね、そういういつまでにする、そして、どうなっていくておるといって状態をね、必ず報告願いたいと思います。あの、書面をもって、それができますか。

議長（西岡正君） 住宅の方ですか。

4 番（岡本義次君） どっちも。

議長（西岡正君） 税務課長、答弁願います。はい、税務課長。

税務課長（大橋正毅君） 私が申しました、表でしたら、あの、資料ですから、協議いたしまして、それでいいということであれば、さしていただきますけれど。

議長（西岡正君） はい、住宅管理課長。

住宅管理課長（田村章憲君） 監査委員さんに出している資料程度で出さしていただきたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） 4 番、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 別にね、この会、個人的なもので、やっぱりプライベートなことありますんで、そういうことまで私は求めてはおりません。件数とか全体でどうなっておるといって月々の中でこういう精査されて、こんだけ良くなっていって。こんだけ汗かいて、こんだけ改善しておる、そして、今後の目標はこうである、こうしていくというやつを見せてくださいと言っておるといってございまして。以上です。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、金谷君。

6番（金谷英志君） 10ページの固定資産税についてお伺いします。固定資産税、土地家屋、償却資産とも、土地では1,800万、家屋1,500万、償却資産では1,400万の増です。この増減の理由は何でしょう。

議長（西岡正君） はい、お答えください。税務課長。

税務課長（大橋正毅君） この点につきましても、一応各町の持ち寄り予算を参考に計上しておりましたので、あの、結果としてこういうふうになったということでございます。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） それはね、内容の分析みたいなのは1,800万、それから、1,500万の収納、減額なんですから。はっきり分かって償却資産は増えとるわけですから、これは持ち寄りということじゃないですね。増えとるわけです。これ、分析をされとると思うんです。その内容を聞いとるんです。

議長（西岡正君） 税務課長。

税務課長（大橋正毅君） あの、持ち寄って、それらを予算計上しておったところ、その予算に足りなかったということでございます。

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） それはね、見たら分かるんですよ。そやから、ひとつひとつ、何でこれが減額になったかいうて、積み上げてきた数字がこれでしょ。この数字でしょ。その予算上してたんを、これは減額なんですから、認識してられないんですか、そしたら。ただ単にそれで、今できんかったというだけのことですかね。何でこれが土地の固定資産税については1,800万の減額なんかいうことを知りたいんです。持ち寄ったからそれがいうたら、全然答えになってないと思いますけど。

議長（西岡正君） はい、課長。

税務課長（大橋正毅君） 一般に償却資産と言いましたら、課税につきましては1月1日の課税なんですけど、償却資産につきましては、それ以降にその会社の、どない言うんですか、出てくるいうんですか、ものが結構ございます。で、これは決算の上で、あの、どの町でも一緒やと思うんですけど、あの、途中で補正いうんですか、課税額が増えるという傾向にございます。それらの法人の申告いうんですか、償却資産の申告によって、あの、その年の設備投資とか、そういうふうなことによって、その額が

増えたということでございます。

議長（西岡正君） よろしいですか。

6 番（金谷英志君） 償却資産についてはね、そういうふうな途中で、当初予定したというのが分かるやつが出てきたと。それは分かるんじゃないですか、そしたら。償却資産については。償却資産だけについて言えばね。それがどこが増えたんかということ。大きな、大まかな細かいね、どこの会社が何ぼこれ、どんな機械が増えたとか、そういうことまで答弁を求めているんじゃないです。大きな、今、課長が言われたような、それはほんまに大きな、もうちょっとどのぐらいの資産、会社がね、したとか、そんなんがこれ 1,400 万で出てくると思うんですけどね。そこら辺は分析しておられないんでしょうかね。

議長（西岡正君） もし分かったらよろしい、分からなかったら、また後ほどでもいただきますよか。よろしいですか。

6 番（金谷英志君） 結構です。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 笹田です。66 ページの農地費ですが、弁護士報酬が 57 万 5,000 円の減額ですが、その理由をお願いします。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これは、仁方地区のですね、訴訟による、まあ町がお願いしておる弁護士費用なんですけども、17 年度、一応精算をした金額でございます。当初予算持っておりました金額からですね、57 万 5,000 円を今回、専決で落とささせていただいております。また、新年度においても、また予算計上させていただいておりますけども、一応 17 年度で精算をさせていただいたということでございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） ということは、回数が減ったとかいうんじゃないくて、どういう意味でというか、思ったより裁判が回数が減った意味にとれますか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 内容については、そこまでは、ちょっと私は分かりませんが、回数が減ったというようなことではないと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） これまた、18年度にも予算に上がっておりますけども、あの、今までからいろいろとこう、今も解決してない問題なんですけども、今後もあると思いますが、やはり地元の方は早期の解決を求められております。それで、あの、今後の予定というか、あの、計画では、これから6月に裁判があるようにも聞いてるんですけども、その辺の事情はわかりますか。

議長（西岡正君） はい、お答えください。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、上告しておりますけれども、そのまだ日程的にですね、いつというようなことははっきりまだ決まっております。現在、まあ高裁の方からいろんな資料提出、そういうふうなことで協議はしておりますけれども、まだ、6月というような話までは聞いておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） 6月の14日に話合いか裁判かあるというふうには聞いてるんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（西岡正君） はい、お答えください。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 私は聞いておりません。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、2点だけお願いします。

予算を計上してるけど執行しなかった2点について、その内容について伺います。

まず、40ページ。自治振興費の負担金補助で、自治会集会所施設の整備補助、当初60万5,000円が不用で60万5,000円。これの内容。

それから、65ページ。農業振興費、負担補助交付金で、獣鳥防護柵設置と鹿防除柵設置、当初予算が全く不用になってると。

この2点の内容について、お伺いします。

議長（西岡正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） そしたら、40 ページの分をお答えさせていただきます。自治会集会施設整備事業補助金でございますけども、これにつきましては、どこという特定の箇所を示しているものではなく、あった場合に対応するという事で予算を置いておりましたものが執行残となっております。以上です。

議長（西岡正君） はい、農林水産課長。農林振興の間違いです。すいません。

農林振興課長（大久保八郎君） 鹿と防護柵ですね、9万円と5万円の減額でなかったというのがですね、前期の部分ではあったと思います。これは、トタンとかノリ網、それから鉄筋、そういった材料の町の補助金なんですが、結果的にあの、後期の方では申請がなかったということでございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 確認したいんですけどね、まず、集会所の関係ですけども、どこ決めてなく当初予算組んだということですね、本予算で。もう一切ね、全町的に集会所の改修等の要望がなかったのかどうか。あったけども、翌年度に回したとか、そんなことされたか。その辺りを確認したいんです。

それから、続いて、防護柵の関係もお伺いします。確認ですよ。一切なかったために、当初予算が不用残となったと、その事実は一切なかったのかどうか。

この2点を確認します。

議長（西岡正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上透君） はい。日程的なもんもございますけれども、17 年度の中ではなかったと。18 年度からはまた受け付けます。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 旧町のときには、それぞれの旧町の補助要綱に基づきまして申請があったと思います。10 月以降ですね、この材料の申請については3 月までにはなかったんですが、非常にまあ、鹿等の被害の報告は多くあります。これについては、当局で今後ですね、そういった対応としましては、農会長会の方からでも話はしておりますけれども、農地単位、個々ではなくして、集落単位の農地を保全するような計画、そういった方針でですね、今後協議対応していきたいというふうには思っております。今回の材料の支給の申請については、17 年度後期では申請がなかったということでございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

〔鍋島君「はい、もう1回」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） まああの、申請があったけどね、あの、申請あって、現にトタン設置したけど、この補助金が来なかったというような事実があるみたいで、これ、一般質問されてるみたいだけど、ぜひこれ課長、確認してほしい。

それから、もう1点、重大な問題は、9月まではね、旧町のこの補助制度によって、トタン、のり網、5割ですか、佐用町の場合、その制度でやってきたけども、合併後の新町においては、10月1日以降、この制度はなくなっただというように話をされてるみたいですね。町役場として。課長はどのように認識されとんですか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、個々の農地、個人の農地1枚を囲むようなことではなくして、あくまでも、あの農地の集団的な農地、集約施設の町全体で保護するような農会単位とか、その団地の単位とか、その方向での統一した考え方で事業をやっていこうということですね、今まであの、旧町ではそれぞれ内容が違っていました。個人の1枚の田んぼでも出ている町もありましたけれども、それについては、合併後ですね、統一した考え方でいこうということだと思っています。

〔鍋島君「いや」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） 大事な点なんでね、今言うたのはね、この4月以降、役場が農会含めて確認した町の要綱ですね、それを統一した方向で行こうということで、問題は、10月1日以降はね、その統一した方向は出されてなかったわけだから、当然合併後速やかに統一するということで、4月1日以降はそのようになった。しかし、それまでのね、10月から3月までの間というのは、当然旧町の方で対応するというので、この本予算の9万円、5万円が予算化されたんじゃないかと。この予算化は一体何だったのか。予算だけ組んどいて、初めから執行する気はなかったのかというふうには言わざるを得ないわけですね。つまり、統一した方向が決まっていなかったら出せないんだしたら。その辺りはどうなんですか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） ちょっと後でまた調べさしてもらってですね、報告さしてもらっていいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい、そうしてください。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 50 ページの障害者福祉費の中で、障害者施設訓練費等支援費、1,300 万の減額ですけれど、この減額についての理由は何でしょうか。

議長（西岡正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい。これにつきましてははですね、それぞれ前もあったように、4 町がそれぞれ施設訓練費等、4 町の統一案を持ち寄ってですね、実績表をくりましたら、まあ結果的にこの 1,330 万という不用額が出てきたということで、今回減額をさしていただきました。というのは、特に、障害者のこの経費等につきましては、今のところ町も同じだったと思うんですが、いよいよ年度末等に不足してくると大変ということで、若干多めに今まで予算計上されたのがですね、4 町分まとめますとこういう金額になってきたというふうに解釈しております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） 分かりました。

議長（西岡正君） ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） はい。4 番、岡本です。

45 ページの開票従事者の 661 万 5,000 円。それと、ページ、55 ページ、賄費の 451 万 4,000 円。それから、ページ、65 ページ、土づくりの補助の 171 万 8,000 円。ページ、101 ページの 221 万 9,000 円、期末手当。いずれも減額となっておりますけれど、それぞれのどうしてこういうふうになったかということをお教えいただきたい。

議長（西岡正君） お答えをください。はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 45 ページの関係でございますけども、農業委員会選挙費の関係でございますけども、これにつきましては、無投票ということの中で、これの経費全体が減額になっておるところでございます。

議長（西岡正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 続いてお尋ねの54ページの25目の保育園費の11節の需用費の賄費、451万4,000円のこの賄費の減額分につきましては、全体的にはこれ、新町内の全保育園の昼食の材料、おやつ代等でありますが、一部ちょっと佐用保育園で計上誤り等がありましたので、基準額等に照らし合わせた中での、今回減額とさせていただきます。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい。65ページの土づくりセンター運営費助成金でございますけれども、これについては、JAに委託しております、その運営の収支の精算によりまして、町が助成しております。結果において171万8,000円減額になったということでございます。

議長（西岡正君） ちょっとすいません、101ページのどこでしょう。

4番（岡本義次君） 101のね、35の3の期末手当、221万9,000円。

議長（西岡正君） 総務課長。

総務課長（小林隆俊君） この期末手当の関係ですけれども、給食センター運営費ということで、それぞれ佐用、南光、三日月等あるわけですけれども、当初の見積が甘かったということで、ちょっと現実には不用額が出たということでございます。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） そしたら、期末手当の分とか、それからまあ、どう言うんですかね。今、結果的にそうなったというような答弁いただきましたけれど、積算いうんか、その調査がですね、やはりもう少し慎重にですね、期末手当のこの221万9,000円も、こんな全然ちょっと、やっぱりもっと真剣にやらんとあかんのん違いますか。

議長（西岡正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい。仰せのとおりでございますけれども、十分、今後ですね、チェックをしてですね、見積をしていきたいというふうに思います。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、吉井議員。

20番（吉井秀美君） 吉井です。97ページの文化財保護費で、926万4,000円の減

額が出ておりますが、その中で、次のページの工事請負費の 500 万余りと、それから、次の歴史的環境保存施設整備補助金の 100 万余りについてお願いします。

議長（西岡正君） 商工観光課。違う。はい、教育委員会。

教育総務課長（山口清君） 教育委員会所管ではないんですけども、町並み保存の関係の予算、それから、その次の、歴史的環境保存施設整備補助金、これも町並み保存の関係、平福の関係と承知しております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 町並み保存で結局はやれなかったということですか。

議長（西岡正君） はい、商工観光課。

商工観光課長（芳原廣史君） 工事請負費の減額ですが、502 万 7,000 円減額しております。これにつきましては、平福の水路、それから歩道の美装化の 2 つの事業をしておりますけども、入札減がございましたので、不用額が出ております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかに。

ないようですから、ここで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、これで本案に対する討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 109 号 専決処分の承認を求めるについて、平成 17 年度佐用町一般会計補正予算、専決第 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩いたします。再開は、午後 1 時といたします。

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（西岡正君） 時間がまいりましたので、休憩前に引き続いて、審議を行います。

続いて、議案第 110 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決第 3 号の質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） 吉井です。15 ページの療養諸費の財源変更について説明をいただきたいのと、それから、20 ページの旧町借入金返済の件でお尋ねします。

議長（西岡正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） お答えします。財源変更につきましてはですね、入のところで 8 ページですね、第 25 款、療育費等の交付金 4,595 万 6,000 円増額となっておりますので、財源を変更いたしております。

それから、20 ページの借入金でございますけれども、これあの、旧町の 17 年度上期の決算時におきまして、赤字決算になりますので、その分を借入して決算をしております。それに対しての返済金ということでございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。ありませんか。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

これで本案に対する討論を終結いたします。

議案第 110 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算、専決第 3 号について、て原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 111 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決第 4 号についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） はい。吉井です。町長の提案説明のときに減額の理由として、合併による医療費の件が言われたんですけども、もう少し詳しくお願いします。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） あの、冒頭に町長の方からも御説明いただいたんですが、この老人保健の方はすべて医療費にかかるものでありますので、旧町のそれぞれ予算等分析いたしますと、どの町とも若干余裕を持った予算編成をされておりました。ということは、年度末この分が足らなくなると支払いができないというようなこともありますので、たまたま今回、上半期から引続いた 10 月以降の予算を組ましていただいたんですが、今回減額さしていただく率が 1 割強、12.7 パーセントほどの減額になる

んですが、当然医療費のことですから、1人高額の医療費が出ると月額500万というふうな医療費等も発生するという可能性もありますので、若干余裕を持って両方とも予算編成をしております、再度医療費が確定してからこういう専決で対応させていただくという手法をとっておったと思いますので、たまたまその額が今回、旧4町のある程度余裕額を残すという形になって表れたということでもあります。

18年度、本年度からはですね、その余裕額も例えば4町分合わせてどれぐらいの余裕額を持って予算化すれば、だいたいまかなえるかという見通しも立ててもらえると思いますので、今後はそういうふうに努めさせていただきたいというふうに思います。

議長（西岡正君） ほかに。よろしいですか。ほかにありませんか。  
ないようでございますので、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） はい。ないようでございます。これで本案に対する討論に終結いたします。

案第111号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度佐用町老人保健特別会計補正予算、専決第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第112号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度佐用町介護保険別会計補正予算、専決第5号についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） はい。4番、岡本です。国保の分もですね、ちょっとぬかっておりましたけれど、介護のですね、滞納繰越分6万1,000円とございますけれど、これらについても、午前中述べたような格好の中でちゃんと整理してですね、そういうふうに、あの、どういうんか、ちゃんとしていていただきたい。このように思っております。国保と介護の分についてです。

議長（西岡正君） はい。答弁要ります。

4番（岡本義次君） はい。

議長（西岡正君） はい、お答えください。健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい。お答えいたします。それでは、介護保険の分につきま

しても、滞納整理以外等で資料を作っておりますので、その出せる範囲の中で出させていただきます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

4 番（岡本義次君） はい。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

ないようですから、討論を終結いたします。

議案第 112 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町介護保険別会計補正予算、専決第 5 号についてを、原案のとおり承認する方の、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 113 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決 6 号についての質疑に入ります。質疑のある方、発言を願います。ありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

議案第 113 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算、専決第 6 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 114 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決 7 号について質疑に入ります。質疑のある方、発言を願います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 9 ページの建設改良費についてお伺いします。工事請負金、町長の提案説明の中でも工事請負金、特に北部簡易水道のところで 1,000 万ぐらいの、この 1,200 万の内訳として、1,000 万ぐらいの減額ですけれども、この減額の理由はどんなものでしょう。

議長（西岡正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい。答弁させていただきます。御指摘のとおり建設改良費、工事請負費 1,212 万 2,200 円でございますが、そのうち大きなものは、北部簡易水道の拡張工事に伴います減額でございます。1,031 万 6,000 円でございます。ご承知のとおり、北部簡易水道の拡張工事につきましては、平成 16 年度からの 3 箇年の継続事業でやっております。17 年度、ちょうど真ん中の年度でございます。補助金とか起債、そういった状況の中で 17 年度の工事を補正予算以後ですね、最終的に年度割を調整さしていただいた結果、1,000 余りの減額になったと。これにつきましては、18 年度の方に送らして、また最終的な工事の完成を見ておりませんので、完成を見た中で最終的に 18 年度で全体的な事業費の調整を行っていきたいということで、17 年度分につきましては、1,030 万余りの減額になったということで御了解いただきたいと思えます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

6 番（金谷英志君） はい。

議長（西岡正君） はい、ほかに。ありませんか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 笹田です。8 ページなんですけど、管理費の中の委託料、水質検査の委託料が 40 万 1,000 円の減なんですけど、その理由はなぜでしょうか。

議長（西岡正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） はい。この 8 ページの管理費の中の 13 節、委託料の水質検査委託料 40 万 1,000 円減額さしていただいております。これにつきましては、4 町合併後ですね、水質検査の統一性を図るということで、それぞれ 4 町において水質検査の業者等も若干違ったわけなんです。そういった調整を図り、それから、最終的なものを再度検討さしていただいた結果、40 万 1,000 円の減額になったということでございます。これにつきましては、それぞれある程度、旧 4 町とのですね、若干見込を高めを持ってはいたんじゃないかなというふうに、感じを持っております。そういった中で、最終的に 3 月をもって調整をさしていただいたところ、予算の不用額が生じたということで、40 万 1,000 円減額をさしていただいたところなんです。以上です。

議長（西岡正君） はい、それでいいですか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） そしたら、この水質検査なんですけども、旧佐用町の場合は、入札の方法で会社が変わってすごく安くなったことがあるんですが、今回の場合は入札方法などは変わってますか。統一されたと言われたんですけども、どういう方法でされてますか。

議長（西岡正君） はい、お答えください。水道課長。

水道課長（西田建一君） 最終的な調整につきましてはですね、18年度で今それぞれ旧4町でやっておりました水質検査の委託業者の見積りを徴収した結果、最終的に1社に絞って、今まででしたら、佐用でやられとった住友金属テクノですか、そちらの方に18年度からは最終的に水質検査を一本化で委託したということでございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

はい。ないようですから、討論終結いたします。

議案第114号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算、専決7号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第115号 専決処分の承認を求めることについて、平成17年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決8号についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 7ページの現場管理費のうちで委託料、委託料全体として2,000万余りの減額ですけれども、細こうに説明の中ではあるんですけど、全体として委託料のこの2,000万の減額の理由は何でしょう。

議長（西岡正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） はい、お答えします。一番には浄化センターの管理委託料823万、これは入札減と言いますか、三日月町において処理場の分を契約減しておりますが、それらをそのまま残を持ち越しておりましたので、今回補正という形であります。浄化センターの污泥処理委託だというのは、これはエース住友、そこへ污泥を運んでおりますけれども、実績による減であります。これはまああの、工場排水とかそこら辺、良質な水質に変えてもらうとか、そういう形の中でとか、やっぱり

実績の中で落ちてきております。それから、機器点検整備委託料、これも契約減でございます。以上です。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6番（金谷英志君） 最後のその機器点検整備委託料を簡単に説明されたんですけど、これについてもね、これを700万ぐらい出てますから、これもうちちょっと説明詳しくお願いします。

議長（西岡正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） すべて詳細にはちょっと持っていないんですけども、ひとつはいわゆる旧町での当初予算からの契約減、これを持ち越しているという形でございます。

6番（金谷英志君） それが主なもの。

下水道課長（寺本康二君） はい。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

6番（金谷英志君） はい。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔岡本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4番（岡本義次君） 町長は当初の説明の中でですね、人件費の減と燃料の減でこんだけ予算がですね、 になったという説明があったわけでございますけれど、その人件費がどうしていうんか、その中身もう少し詳しくですね、人がいわゆるほかへやって少なくなったんか、そこら辺はどんな状態であったんかいう、ちょっと中身的に。

議長（西岡正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 人件費等の関係につきましては、それぞれ異動等に基づきましてですね、それぞれ当初の計画から不用額が出ておるという状況でございます。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、討論ございますか。

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議案第 115 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算、専決 8 号について、原案のとおり承認することについて、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 116 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決第 9 号についての質疑に入ります。質疑のある方。ありませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議案第 116 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算、専決第 9 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 117 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決第 10 号についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。ございませんか。

はい。ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

議案第 117 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算、専決第 10 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 118 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決第 11 号についての質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） はい。吉井です。先日の 5 月 29 日の連絡会で、笹ヶ丘荘が 1 年に 1,000 万もの赤字を出していることについて、総合的な検討が必要だと町長は言われましたけれども、笹ヶ丘荘の運営については、旧上月町でも当然その経営対策はとられてきたと考えられますのでね、町長がこのように特に発言されたことについてお尋ねをしたいなと思っております。

議長（西岡正君） はい。町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあこれは、次のですね、議案で提案さしていただいております 18 年度の今年度予算の中でですね、既に笹ヶ丘荘の補正予算繰上充用 500 万余りですね、お願いをしております。こういう提案をさせていただきますので、そういうふうにもまずお話をさせていただいたところでございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、吉井議員。

20 番（吉井秀美君） すいません。じゃあ、122 号のところをお願いします。

議長（西岡正君） はい。ほかに。ありますか。  
ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。ございませんか。  
ないようですから、これで本案に対する討論を終結いたします。

議案第 118 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算、専決第 11 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 119 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決第 12 号についての質疑に入ります。質疑のある方。ありませんか。

はい。ないようですから、これをもって本案に対する質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。  
ないようでございますので、討論を終結いたします。

議案第 119 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算、専決第 12 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 120 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町住宅造成事業特別会計補正予算、専決第 13 号についての質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

議案第 120 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町住宅造成事業特別会計補正予算、専決第 13 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

続いて、議案第 121 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算、専決第 14 号についての質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入りますが、ございますか。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

議案第 121 号 専決処分の承認を求めることについて、平成 17 年度佐用町石井財産区特別会計補正予算、専決第 14 号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第 6 . 議案第 122 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算 専決 15 号）

議長（西岡正君） 続いて、日程第 6 に入ります。

議案第 122 号 専決処分の承認を求めることについて、専決 15 号、平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 122 号 平

成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 1 号につきまして、提案の御説明を申し上げます。

専決いたしました内容は、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 535 万 1,000 円を追加し、予算総額を 1 億 2,939 万 6,000 円にしようとするものであります。補正の内容は、平成 17 年度において使用料の予定収入額が得られず、歳入不足が生じたので、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定により、不足額 535 万 1,000 円を繰上充用しようとするものであります。歳入につきましては、笹ヶ丘荘使用料 535 万 1,000 円を追加いたしております。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、報告し、承認を求めるものでございます。

御承認をたまわりますようによろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃああの、笹ヶ丘荘の関係で質問いたします。

まああの、旧町時代からこの経営が大変だということで、議会も再三提案し、意見を述べてまいりました。当局もそういうふうな努力をしてきたわけでありまして、私が一番印象に残っているのは、平成 17 年上期の旧上月町の予算においてですね、最終的な決算において、一般会計から 7,000 万円の繰入があって、その当時、繰上充用額の総額が 6,000 万円近くありました。とにかく、平成 17 年度合併までにきれいにするんだということで、すべて借金、繰上充用を解決してね、それで合併後の新町の発足に引継いだというのが経過であります。そういう一切の繰上充用が終わったというふうに、私たちは思ってるわけでありまして。それから言いますと、この半期の 535 万 1,000 円というのは、収入が見込めなかったから繰上充用というのは、これは形式的には全くそのとおりですけども、何に使うたんかいなど。それとも、あの平成 17 年の上期に私たちがきれいに片付けたつもりだった繰上充用が、実は隠し繰上充用的なものがあつたのかとかね、いろんなことを考えるわけでありまして。まず、伺います。この繰上充用 535 万 1,000 円の内容は何でありますか。

議長（西岡正君） はい、お答え願います。

商工観光課長（芳原廣史君） はい、お答えいたします。繰上充用金 535 万円、これにつきましては、旧上月町時代の 9 月分の人件費なり、それから賄材料費等が旧上月町で精算できておりませんでしたので、その分も含まれております。それが人件費、賄費等を含めまして 300 万 3,000 円でございます。それから、9 月分において、未収金もございました。未収金が 141 万円ございましたので、その差額 159 万 2,000 円程度が旧上月町での精算持ち越し分ということになっております。それから、合併しまして、佐用町になりましたから、エアコン等 3 台ほど故障がいきまして、入替さしてもらってますし、修繕料が 216 万かかっております。エアコン含めてほかもですけども。それと、重油の高騰が響いております。30 万、40 万程度響いておるように思いますが、それらを見てみますと、実質的には 110 万程度の赤字ではないだろうかというふ

うに思っております。

議長（西岡正君） はい、よろしいでしょうか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、あのね、私たちは全く終わったというふうに思ってたんだけど、持ち越してるということでありますけども、その中に 1 つ、この未収金の内容についてね、どういう持ち越しをやったんですか。

議長（西岡正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 未収金の持ち越しと言いますのは、10 月分に賄材料等を購入しております。

〔鍋島君「それ、はなんや」と呼ぶ〕

商工観光課長（芳原廣史君） 未収金は 9 月分の施設利用者の未収金でございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。いいですか。

〔鍋島君「いえ、はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） いや、だからそれは、繰上充用しなくてもちゃんと入ったんですよ。

議長（西岡正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 今言いましたのは、上月町時代に精算ができなかった分を新町へ引継ぎをさしてもらった金額です。その後、備品等、エアコン等が傷みましましたので、新町でエアコンを買わしていただいたり、それから、その他の修繕もございすけども、修繕料含めましたら 216 万円という金額、新町での金額です。それから、新町に入りましても、重油が高騰が続いておりますので、その重油も昨年の単価から比べましたら、30 万、40 万程度上がっておるんじゃないかという見込みでございます。

議長（西岡正君） はい、いいですか。

〔鍋島君「はい、もう 1 回」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島君。

21 番（鍋島裕文君） 小さな金額はいんですけど、繰上充用 535 万 1,000 円のね、つまり、昨年度金が入らなかったから 18 年度で補いますというのが繰上充用ですから、入ってないということですね。ただ、先ほどの 9 月分の未収金は、この繰上充用の内容じゃないってことですね、だったら。10 月以降に入ったんだったら。そしたら、今言われたように、9 月分の人件費が旧上月が払わなかったから、17 年度の新佐用町で 300 万円ですか、この分が払われてないから繰上充用と。そういうことですか。

議長（西岡正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 旧上月町で精算を 0 にして合併するということでございましたですけども、9 月分に対しての職員の人件費、それから、9 月に購入しました賄材料費等が旧町時代に精算ができませんでしたので、新町の 10 月支払ということになっております。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） 4 番、岡本です。まああの、私はずっと前からですね、申し上げておりましたけれど、支配人もお見えになっておりますんで、ちょっと伺わせていただきたいと思います。実はですね、あのまあ、われわれ、こういう公的な機関でやっておりますんで、各関係機関の電話とか、だれが老人会長になったとか、だれがそういう役、PTA になったという、そういう詳細なことのつかめることはできるわけです。ですから、近隣のところにですね、はがきを出せば 50 円、手紙を出せば 80 円と要るわけでございますけれど、電話であればですね、まああの 3 分でもということで大変安くつくわけです。ですから、そういう呼びかけをされたかどうか、支配人にちょっと。ただ、待っておくだけであればですね、当然こういう観光でもだんだん、どういうんですか、競争の時代で、やっぱり前向きに取り組んでいかんとあかんという中でですね、そういうことをされたんかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長（西岡正君） はい、笹ヶ丘荘支配人。

〔「おかしいん違うん」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 支配人と言われたから、支配人にお答えください。

笹ヶ丘荘支配人（横山君） 失礼いたします。今、議員さんから御指摘いただきました件、旧町時代からずっと御指導いただいております、実際、合併しましてからも、老人クラブの名簿とかですね、手配できるもの、それからあの、その名簿が外へ出るとまずいということで教えていただけないもの、いろいろあったんですが、できる範囲でのダイレクトメール、これは継続してやっております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） それと、商工観光課長、ちょっとお伺いします。実はですね、やはりあの、今日日の時代、今季節的にですね、新宿の菖蒲園とか、ほたるの季節とか、そういう天文台のなゆたのところを含めてですよ、こないだ上月の観光協会の総会があって、そういういい資料、佐用町全体ですね、資料をいただきました。ですから、そういうようなルートを絡めてのね、そういうやつを、全部そういう作戦会議なり、前向きのなそういう会議とか、各観光会社とのですね、タイアップ的なことも含めて、そういうことをされたかどうか、そこら辺はどうですか。

議長（西岡正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 次、イベントが控えておるのが、ひまわり祭りなり、花しょうぶ園だろうと思いますけども、新町広域になりまして、その散策と言いますか、観光パンフレットもさることながら、ルートをイラストマップ等も作成して、観光地へ置きたいなど。で、食事をどこでしたらいいだろうかというような問い合わせもあるようですので、食事ができるようなところというようなことも、今考えております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） あの、まあそういうインターネットといういい便利な機械が、文明の利器がございまして、それらを利用してですね、ホテルの季節とか、それからひまわりの季節と菖蒲園の季節と、そういうふうなを組み合わせると、やはりちょっとでも多くの人に来て、笹ヶ丘なり佐用町の方で昼食とか、またいろいろ買物、特産物買ってもらったり、泊まってもらったりできるような格好の中でね、早急にルートを決めてでも取組んでいただきたい。このように思っております。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔川田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） 16 番、川田です。

あの、予算的な話なんで、先ほど鍋島議員の方からの質問で、課長は 141 万は 9 月で未収金があったとおっしゃってましたね。あれはどないなとんかな思て。一応、9 月の決算は各町で、この 3 月にやったと思っておりますけども、そういった場合の決算の中で未収金上がったんですかな。どうかな。私らも、まあ上月町の関係なんで、あんまり詳しく見てなかったんですけども。その辺はどうだったんですかな。

議長（西岡正君） はい、お答えください。商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） この 535 万円の繰上充用の中には、そのような内容も含まれておりますという内容のお答えでございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔川田君「ちょっと」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） 141 万も含まれとんですか。内容が含まれただけで、金額が含まれてないんですか。そういう答弁に聞こえるんやけど。

商工観光課長（芳原廣史君） 支出の分で言いますと、300 万 3,000 円が支出しなければならぬものを 10 月に繰越したと。で、あの、10 月以降のこの佐用町の会計に繰越をさしていただいております。収入の部におきましては、9 月分の収入すべきものが 10 月に収入になりましたので、141 万円を収入さしていただいた。その差額が 159 万 2,000 円ありますと。その繰上充用の 535 万円の中にはそのような旧町で精算できなかった分も含まれておりますということの説明でございます。

〔川田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、川田議員。

16 番（川田真悟君） はい。あの、終わったこと言うてもしょうがない。町長ね、私らも初めて繰上充用金いうのを聞いたわけでございます。これが毎年こういう充用にされていくんだったら、これはやっぱりあり方を考えていかなあかんと思とんですけども、その辺どう考えようか、ちょっと聞かしてください。

議長（西岡正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まああの、先ほどの鍋島議員がですね、旧上月町の 9 月の段階でですね、それまで繰上充用を繰返してきて、ずっと累積の、端的に言って赤字ですね、それをきれいに精算してきたというようにお話があったと思います。ただまあ、その段階ではですね、6,000 万余りですね、そういう累積の赤字を精算されたとしてもですね、結局、経営的には全くこれまでの努力はされておりますけども、そういう今後の経営の中で収支がとれない、当然そういう状況に、その部分についてはですね、抜本的に今後黒字化するというところまでは改善されてない状況だったと思いますね、当然。ですから、この半年間に当たりましてですね、かなり笹ヶ丘荘においてもですね、合併後のいろんな行事なり、職員も含めてですね、利用しております。そういう中であって、実質この半年間の経営収支がどれぐらいだったかというのは、細かく分析をしなければいけないんですけども、それでもまだ赤字になっているような感じなんですね。そのプラス、今、商工観光課長が話しましたように、まだ精算ができてなかった旧町分のそういう残ってた分が、これもその中に、500 万のうちには入

ってるということで、今回上げました繰上充用 535 万 1,000 円がすべて半年間の経営における赤字であったとは言えないというふうに思うんですけども。

今後ですね、これからこの施設を運営していくに当たって、実際に現在の状況では、どういう状況になっていくかというのはよく検討していかなくちゃいけませんし、この施設をですね、これから町としても全面的にいろいろと公的な行事等にも使っていくということも当然必要なんですけども、やっぱり町内にはですね、民間のいろいろな飲食店もございます。ここだけを使っていくというようなことをね、あまり強力にしていくことも問題があると思っておりますし、ただ、これが赤字になっていくからといってですね、こういう施設がですね、町内にここだけなんです。というのは、宿泊できて、またかなりの人数と一緒に会食ができるというような、いわゆるホテル形式のところというのはですね、この施設が唯一の施設ではないかと思えます。ですから、こういう施設がですね、町内にもうやっぱり必要であるというふうには私は思っておりますのでね、ですから、必要である中で経営改善をこれからいろいろと考えてやっていった中で、なおかつ、そのどうしても収支がある程度まだとれないというときにね、どこまでこういう一般会計から繰入れるてもいいのかどうかというところが問題になってくるんじゃないかと思えます。ですから、私は収支トントンになれば、一番いいんですけども、なかなか今の笹ヶ丘荘の宿泊できる部屋もですね、10 室程度しかありませんし、その規模の内容からして、また宴会等においても毎日あるわけでもありませんしね、かなり人件費、いろんな経営的も、人件費含めて、経営的に努力をされてきておりますのでね、これ以上できるかどうか、その辺も踏まえて十分にこれから検討し、また、今、条例でも制定されております指定管理者制度等についてもね、そういう制度上で対応していくのがいいかどうか、これも検討もしなくちゃいけないと思えます。

ただ、先ほど言いましたように、指定管理者として民間委託といってもですね、やはり元々経営が成り立つような条件がある程度整っていないとですね、民間であってもこれは経営ができないと。あと、一旦経営をそういうところにお任せしても、「経営ができないからもう手放します」と言われたときにですね、その後またもう一度一からやり直さなくちゃいけないというようなことでは、これもまた大きな問題になります。そういう意味で、今回合併後まだ半年で、今回の決算の中でこういう繰上充用という形をまだ繰返しとったいう形になりますけどもね、できるだけ早くそういう総合的なやっぱりこういう議論、協議の中でですね、研究の中で、まあ方向を示さないとはですね、従業員の方も大変だと思います。毎回、毎回、「赤字、赤字」と言われてですね、努力しても赤字というような状況が必然的に出てくるということであればですね、その部分をやっぱり改善をしないとですね、働いている人にも私は気の毒だという感じもしておりますので、そういうことで、ひとつ今回の専決については、とりあえず御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（西岡正君）                    はい、よろしいですか。

〔川田君「はい、よろしいよ」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君）                    はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） はい。ちょっとあの、確認をさしてもらいたいんですね。よく分からないんですね、未だに。じゃああの、535 万 1,000 円の繰上充用、これは平成 17 年度 535 万 1,000 円の赤字だったために繰上充用という基本からいきます。それで、今、課長説明には、535 万円の繰上充用の内容は、9 月分の人件費 300 万円と、9 月分の未収金 140 何万円、これが 10 月に入ったので、この分としては差引 159 万の赤字になってるということですね。それであと、残りの 535 万 1,000 円の 370 万円の赤字を生み出した大きなものは何なのか。エアコン補修や需用費や何やら言っていたけども、その大きな 370 万の内容ですね、これのために赤字になったということですから、それを教えてください。

議長（西岡正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） それも言ったつもりでありますけども、エアコン 3 台が約 100 万かかっております。エアコンの取替えが。それを含めました修繕料、もろもろの修繕がございますが、216 万円修繕料でいっております、あと、40 万程度は重油の単価アップによる、昨年と比較しますと、重油の単価アップによる影響が出ておるかなというふうに思っております。以上です。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） まああの、課長は旧上月町時代の課長でありますからね、あの、あのときの上月の新年度予算は庵造町長が編成するわけだけど、上月の移行からすれば、とにかく 0 から行こうというのでね、前町時代は結んだ。たまたま 9 月分の人件費や何やらが払い残しがあったということであつたら、あの趣旨からいったら、少なくとも上月の課長だったらね、繰上充用じゃなくて、一般会計からでも繰入れて、とにかく 0 にするんだというような立場をとられるのが普通だというふうに思うんだけども、どういう立場とられました。

議長（西岡正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 賃金の支払についてですけども、9 月の就労については、翌月の支払になっておりますので、合併による 10 月 1 日までには支払はできなかったというので、新町へ繰越されたという状況です。賄い材料費についても、そこまで、0 になるまできっちり詰めれなかったということでございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「全然答えてないんだけど」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） あ、繰上充用ではなくてね、この決算年度でけりを付けるというのは、そういった考えは持たれなかったのかということ聞きよんですけども。

議長（西岡正君） はい、お答え願います。

商工観光課長（芳原廣史君） この笹ヶ丘荘のような施設の会計につきましては、繰上充用扱いしておる会計的には少ないようでございます。しかし、上月町で繰上充用扱いで不足分を明確にしたいという経緯がございましたので、一般会計からの繰上ではなくして、繰上充用の方法を取らさしていただいたということでございます。

議長（西岡正君） ほかに、ございませんか。

はい。ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより本案に対する採決に入ります。議案第 122 号 専決処分の承認を求めることについて。平成 18 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算(専決第 15 号)について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第 7 . 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡正君） 続いて、日程 7 に入ります。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、ただいま上程をいただきました諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として御活躍をいただいております、佐用町力万 337 番地の今本誠示氏を引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

御同意いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。この際、お諮りします。本案については人事案件でありますので、議事の順序を省略して、直ちに表決に入りたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。それでは、本案に対する討論を省略して、これより本案について採決に入ります。諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） はい。挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第 8 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡正君） 続いて、日程 8 に入ります。  
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をされました諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

この案件につきましては、諮問第 1 号と同様に、現在、人権擁護委員として活躍をいただいております、佐用町福吉 289 番地の竹花正之氏を引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

御同意いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。この際、お諮りします。本案についても人事案件でありますので、議事の順序を省略し、直ちに表決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。それでは、本案に対する討論を省略して、これより本案について採決に入ります。諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） はい。挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第 9 . 議案第 124 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 続いて、日程 9 に入ります。  
議案第 124 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 124 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の御説明を申し上げます。

この度の改正は国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律が、平成 18 年 3 月 31 日に交付されたことに伴い改正するもので、主な改正点は通勤の範囲において就業の場所から勤務場所への移動、単身赴任者の赴任居住と帰省先居住との移動が新たに加わり、「障害の程度」を「障害等級」に変更するものであります。

御承認賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 124 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 124 号 佐用町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 10 . 議案第 125 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 10 に入ります。

議案第 125 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 125 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の御説明を申し上げます。

このたびの改正は個人情報の保護の取扱いに関する事項等について、電子計算機処理オンライン結合による個人情報の提供に関する事務の取扱いについて、現条例の中で対応できるため削除し、条例を整備するものであります。

御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。  
ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 125 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 125 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 11 . 議案第 126 号 佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 11 に入ります。議案第 126 号 佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 126 号 佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定について、提案理由を申し上げます。

障害者が地域で安心して自立した生活ができることを目的に、障害者自立支援法が昨年 10 月末に国会において成立をいたしました。この法律は、これまで知的障害者、身体障害者及び精神障害者の 3 種類の障害者に対して、それぞれ別々の法律に基づく対応をしておりましたが、この法律の施行により施設入所統一化や在宅福祉サービスを一元化して、より利用しやすい福祉環境の整備を進めることを目的として、また、他の福祉サービスや介護保険サービスと同様に、利用者の 1 割負担を原則とするものであります。

平成 18 年 4 月から経費の 1 割負担がスタートし、いよいよ 10 月から認定審査などが本格実施となります。これに合わせて、全国の地方自治体において、障害者福祉の条件整備のための指針を明らかにするとともに、福祉サービスの必要量の算定の根拠となる数値目標を含んだ計画を策定しなければならなくなりました。このため、本町においても平成 18 年度中に佐用町障害福祉計画を策定すべく、この計画策定のための委員会を設置しようとするものであります。

なお、策定委員の選任につきましては、第 3 条に規定いたしておりますとおり、各障害者団体及び障害者施設の代表、医師会等の方々に就任をいただく予定としております。

また、この障害福祉計画においても、介護保険計画と同様に、計画期間を 3 年といたしておりますので、3 年後には見直しを行うこととなります。

以上、簡単ですが、提案説明とさせていただきます。御承認を賜りますようによりしくお願いを申し上げます。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔平岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） この制定に係わる委員会の人数については、組織の関係で第 3 条で「次の者をもって組織し委嘱する」となっておりますけど、人数は書いてあるんですかね。ちょっと、よくわからなかったんで、その点お願いします。

議長（西岡正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） お答えをさせていただきます。人数については規定いたしておりません。当面予定しておりますのは、約 15 名程度という形で対応を考えたいというふうに思っております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬ糸君） 第 3 条のその 15 人程度の人数で組織する上で、1 から 6 についてはいわゆる各種障害者団体の代表者で、7 番は「町長が特に必要と認める者」ということで柔軟な対応されてるんですけど、こういうのはあの、委員会のメンバーを公募したりとかいろんな方法があると思うんですけど、そこら辺はいまのところ予定としてはどのように考えておられますか。

議長（西岡正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい。あの、委員の公募についてはですね、まああの、今後検討させていただくということもあるんですが、介護保険計画のように、すべての皆さん方がその高齢者等になれるという形の、この障害者の問題につきまして、そういう形ではありませんので、できるだけ専門家等にお入りいただきたいということで、特に今回想定しておりますのは、いわゆる精神の皆さん方のためのその専門家というのが、なかなか町では確保できにくいということになりますので、できましたら県の健康福祉事務所等の御指導もいただきながら、より障害者の皆さん方のためになる計画を策定したいというふうに予定しております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

18 番（平岡きぬ糸君） はい

議長（西岡正君） ほかに。

ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 126 号 佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 126 号 佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 12 . 議案第 127 号 佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 12 に入ります。  
議案第 127 号 佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 127 号 佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についての提案理由を申し上げます。  
昨年 10 月末に成立いたしました障害者自立支援法は、各障害者施設の利用と福祉サービスを受けられた場合の利用者の 1 割負担制度は、本年 4 月より実施されていますが、いよいよ本年 10 月より本格的な実施となります。このため、介護保険制度と同様に、各障害者の皆さんの障害程度区分を判定を行う審査会の設置が義務付けられています。  
本町では、現在この障害者自立支援法によるサービス利用者は、知的障害者施設利用者で 78 名、身体障害者施設利用者で 19 名、在宅生活者で 40 名の計 137 名が想定されます。  
この審査会では、事前に調査員が介護保険と同様の 79 の基本項目を新たに追加された 27 項目の計 106 項目の調査を行い、コンピュータによる第 1 次判定と、主治医の意見書を資料として今回制定する 5 名の委員による審査会を開催し、障害程度区分の判定を行います。この判定区分に基づいて障害者及び家族の方が希望する福祉サービスが受けられることとなり、利用者負担として基本的にその 1 割を負担していただくこととなります。基本的には、介護保険と同様のシステムであり、この審査会の設置につきましては、障害者自立支援法で規定されておりますので、町では委員の定数のみを定めることとなっております。実際的な委員の選任につきましては、医師 1 名、障害者施設の代表 2 名、保険と福祉の分野から各 1 名の計 5 名を予定いたしております。  
以上、簡単ですが、提案説明とさせていただきます。御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。  
ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 127 号 佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって、議案第 127 号 佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 13 . 議案第 123 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 13 に入ります。

議案第 123 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただいま上程をいただきました議案第 123 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

昨年 10 月末に成立いたしました障害者自立支援法の規定により、このたび本町においてその後提案さしていただきます議案 126 号の佐用町障害福祉計画策定委員会設置条例及び議案 127 号 佐用町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例により、新たにそれぞれの委員の皆さん方にお支払をする報酬が必要となりましたので、本条例を改正しようとするものであります。

主な改正内容につきましては、別表の中に障害程度区分認定審査会委員報酬、日額 1 万 2,500 円を、また、障害福祉計画策定委員会委員、日額 5,400 円を追加しようとするものであります。この日額算定の根拠といたしましては、同様の処理をしております介護保険での認定審査会の委員報酬及び各種委員会委員の日額報酬と同額を提案させていただいております。

御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

〔平岡君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、平岡議員。

18 番（平岡きぬゑ君） はい。この日額の提案なんですけど、だいたいどれぐらいの頻度でこの審査会は設けられるんでしょうか。認定審査会の方をお聞きします。

議長（西岡正君） はい。お答え下さい。福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい。あの、この審査会につきましてはですね、先ほど町長の方からお答えいただきましたように、約百三、四十名。なお、もう少し精神の方の認定する必要があるかと思しますので、実質的な人数はもう少し増えるのかなというふうに想定されるんですが、特に知的障害者等の施設利用者につきましては、認定期間が2年ないし3年というふうな長期にわたる認定期間等も想定されております。このために、基本的にはこの10月施行まではですね、ほぼ委員の委嘱等が済みましたら、月1回ペースでいたい1回の審査会に25人ないし30人程度の審査をお願いしたいというふうに思っておりますが、この完全な10月以降の施行になりますと、すごく対象者が減ってまいりますので、例えば2箇月に1回、ときにはですね、3箇月に1回というふうな、落ち着いてまいりましたら、そういう審査会の年間の開催回数としては、そういう形でいけるのかなというふうに予測しております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

18番（平岡きぬ糸君） はい。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

ないようですから、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第123号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって、議案第123号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は午後2時25分といたします。

---

午後 2時10分 休憩

---

午後 2時25分 再開

議長（西岡正君） それでは、休憩前に引き続き、審議に入ります。

---

日程第14. 議案第128号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 続いて、日程第14に入ります。

議案第128号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただいま上程をいただきました議案第 128 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

国民健康保険税の賦課につきましては、平成 17 年度中は旧町ごとの税率を適用し、平成 18 年度から同じ税率で課税するよう合併協議会で調整されており、現在の税率を改正するものであります。旧町ごとに税率等の差があり、これを調整するために当然従来より安くなる地域、高くなる地域が出てきますが、やむを得ない状況であると思います。しかしながら、旧町においてはかなり高くなる地域もあり、急激な負担増となることはできるだけ避けたいことから、予算においても約 4,200 万円余りの準備基金を繰入れる措置を講じておりますので、その点も御理解いただきたいと思います。

第 2 条では、介護納付金課税の限度額について、法改正により 8 万円を 9 万円に改正するものでございます。国民健康保険の被保険者に係る所得割額は 100 分の 5.80、資産割額は 100 分の 30.00、被保険者均等割額は 1 人について 2 万 400 円、所得別平等割額は 1 所帯について 2 万 2,800 円。介護納付金課税被保険者に係る所得割額は 100 分の 0.93。資産割額は 100 分の 7.40。被保険者均等割額は 1 人について 7,100 円。所得別平等割額は 1 所帯について 4,000 円に改正いたしたく、提案するものであります。

所得に応じた軽減措置は、1 人当たりの均等割額と、世帯平等割について行われるもので、所得によりそれぞれ 7 割、5 割、2 割の軽減を行うものであります。

また、税法の改正による経過措置として、平成 18 年度と 19 年度に限り、減税の特例が設けられたものを附則に加えております。内容は 65 歳以上の方に限り、公的年金等所得について、条例に定める軽減判定額控除 15 万円が、18 年度については 28 万円に、19 年度については 22 万円に改正。所得割額については、課税標準額から 18 年度が 13 万円を控除、19 年度が 7 万円の控除となっております。

以上が一部改正の主なものでございます。御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（西岡正君） 　　提案に対する当局の説明は終わりました。

　　続いて、質疑に入ります。質疑のある方。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） 　　はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） 　　はい。4 番、岡本です。

今、町長の説明の中にありましたけれど、4,000 万ほどの緩和措置ということで、一遍にすればそんだけ衝撃が大きいということで、4,000 万ほど持ち出しということでございますけれど、これにおいては何年ぐらいでですね、あの、町の均一化いうんか、されようとしておられますか。いわゆるこの年度に合併に伴うてね、そういうことで、まああの、いわゆる安いところを高くするというようなことで、あまりにも一遍にすればということでございましょうけれど。

議長（西岡正君） 　　はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 　　いえ、提案説明をさしていただいておりますね、今回から、18 年度からですね、全町同じ税率でお願いをするということでございます。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本議員。

4 番（岡本義次君） もうこの 1 年で全部なるということですね。

町長（庵途典章君） 今回、そういう形の改正を提案さしていただいております。

議長（西岡正君） はい。それでよろしいですか。

4 番（岡本義次君） それと、町によってはですね、どこの町が例えば安くて、高くなるとか、そういうふうな、ちょっともう少し具体的いうんか、もし分かったら。  
ああ、ここに。

議長（西岡正君） よろしいですか。

4 番（岡本義次君） はい、よろしいです。

議長（西岡正君） はい、ほかに。  
しばらく休憩をいたします。そのまましばらくお願いします。

---

午後 2 時 3 0 分 休憩

---

午後 2 時 3 2 分 再開

議長（西岡正君） 休憩を解き、会議を再開いたします。  
お諮りします。本案に対しまして、金谷議員他 4 名からお手元に配付いたしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と合わせて議題としたいと思っております。提出者の説明を求めます。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 6 番、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） 議案第 128 号 佐用町国民健康保険税の一部を改正する条例を修正案を提案いたします。

提案理由は、住民にとって大幅な国保税の引き上げを緩和し、新佐用町民の一体感を醸成するために、旧三日月町の国保税税額に統一修正するものであります。

内容は、第 3 条第 1 項を前条第 2 項所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得にかかる地方税法第 314 条の第 2、1 項に規定する総所得金額及び山林所得の合計金額から、同条第 2 項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額に 100 分の 4.27 を乗じて算定する。第 4 条を第 2 条第 2 項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋にかかる部分の額に 100 分の 22.30 を乗じて算定する。次に、第 5 条、第 2 条第 2 項の被保険者等均等割額は、被保険者 1 人について 1 万 7,600 円とする。第 5 条の 2、第 2 条 2 項の世帯別平等割額、1 世帯について 11 万 3,800 円とする。以上の

改定であります。

議長（西岡正君） はい。修正提案に対する提出者の説明は終わりました。これより、修正案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

これで修正案に対する質疑を終結いたします。

議案第 128 号 佐用町国民健康保険条例の一部を改正する条例及び修正案については、最終日に討論、採決を行います。

---

日程第 15 . 議案第 129 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 続いて、日程 15 に入ります。

議案第 129 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をされました議案第 129 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、消防団員と公務災害補償と責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、関係条例を整備するためのもので、分団長、副分団長、部長及び班長のうち、勤務年数 10 年以上 15 年未満、15 年以上 20 年未満、20 年以上 25 年未満の者について、それぞれ退職報奨金を 2,000 円引き下げるものであります。

御承認いただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 129 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 129 号 佐用町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決しました。

---

日程第 16 . 議案第 130 号 佐用町保健対策推進協議会条例の制定について

議長（西岡正君） 続いて、日程 16 に入ります。

議案第 130 号 佐用町保健対策推進協議会条例の制定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 130 号 佐用町保健対策推進協議会条例の制定につきまして、提案の御説明を申し上げます。

この条例は佐用町民の健康づくりを積極的に推進するため、保健対策推進協議会の設置について必要な事項を制定しようとするものであります。

第 1 条は、保健対策協議会設置の目的。第 2 条では、目的の達成のための所掌事項を。第 3 条では、協議会委員の人数、構成メンバー等の組織について定め、第 4 条では、委員の任期を。第 5 条では、協議会に会長、副会長を置くこととし、第 6 条では、協議会は会長が招集し、会議の議長となる規定を。第 7 条では、協議会の庶務は健康課において処理するとし、第 8 条は、この条例において定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとしております。また、附則においては、この条例の施行期日と最初に開かれる協議会の招集は町長が行う旨を定めております。

御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 130 号 佐用町保健対策推進協議会条例の制定については、厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって、議案第 130 号 佐用町保健対策推進協議会条例の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第 17 . 議案第 131 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 日程 17 に入ります。

議案第 131 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 131 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

今回の改正については、平成 17 年 10 月 1 日の合併時に制定されましたが、公営住宅法施行令との相違がありますので、今回条例の一部改正を行うものであります。

内容につきましては、第6条入居者資格、2項の身体障害者への入居資格の障害程度の項が4項に、また、3項の水、第23条第2項イ、ロ、ハの政令で定める収入金額の項が5項に、また、第7条、入居資格の特例の2項で「前条各号」とあるのを「2号から4号」に変更すると、別表第3条関係の表に上上月住宅10戸の建替えが完成したので加えるのと、三日月の折口住宅、田此住宅の地番に誤りがあったのを訂正、三日月祇園住宅の集会所が住宅の所在表示のところに表示されていたので、今回削除いたしたく、地方自治法290条の規定により、佐用町営住宅条例の一部を改正いたしたく、よろしくお願いを申し上げます。

御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、発言願います。ございませんか。

これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第131号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。よって、議案第131号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第18. 議案第132号 佐用町企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 日程18に入ります。

議案第132号 佐用町企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迺典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、上程をいただきました議案第132号 佐用町企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

本条例については、既に佐用町職員の給与に関する条例の一部が改正され、調整手当を地域手当に改められております。これに準じて、佐用町企業職員の給与種類及び基準に関する条例を改正しようとするものでございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第132号 佐用町企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 132 号 佐用町企業職員給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 19 . 議案第 133 号 佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 続いて、日程 19。  
議案第 133 号 佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただいま上程をいただきました議案第 133 号 佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の御説明を申し上げます。

第 3 回佐用町議会におきまして議案第 32 号 佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例の制定について議決をいただいております。指定管理者制度につきまして関係条例の整備をいたすものでございます。管理委託制度から指定管理者制度に改正され、法人、その他の団体で、地方公共団体が指定するものに、施設の管理運営を委託することができることとなり、法人、その他の団体において、町長が指定するもの、指定管理者に管理運営を行わせることができる。地方公共団体は、改正法の施行後 3 年以内に条例により指定の手続を定めることにつきまして、今回関係条例の整理を行うものでございます。今回の関係条例改正は、第 1 点目、管理の委託等の文言を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する指定管理者に管理運営を行わせることができる文言規定、指定管理者が行う管理の基準規定、指定管理者が行う業務の範囲規定の整備。第 2 点目は、各条文規定の文言追加等により、条文規定の繰下げ等を行っております。このように法の施行に伴い、18 施設の関係条例の文言の整理をいたしております。

御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 133 号 佐用町上月文化会館条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 133 号 佐用町上月文化

会館条例等の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 20 . 議案第 134 号ないし第 136 号について

議長（西岡正君） 日程 20 に移ります。

議案第 134 号ないし第 136 号、一般会計並びに 2 特別会計補正予算についてを一括議題としたいと思います。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 134 号 佐用町一般会計補正予算第 1 号でございますが、今回既定の歳入歳出予算の総額に 4,212 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 136 億 6,230 万 3,000 円に改めております。

歳入の内訳でございますが、所得譲与税の交付見込みによりまして、所得譲与税を 3,236 万 1,000 円増額いたしております。東徳久基盤整備事業にかかります県営体育成基盤整備事業分担金 412 万円を計上、南光駐車場にかかります公共駐車場使用料は、指定管理者制度への移行に伴い、46 万 2,000 円減額いたしております。県支出金の県事務委譲交付金は、交付額が決定をいたしました関係分を増額。新たな事業として、妊婦健康診査費補助金 136 万 4,000 円を追加。県産大豆拡大緊急対策事業補助金は、安川地区防除機購入補助金 58 万 5,000 円を計上いたしております。基金繰入金 63 万円は、農産物加工センターひまわりの冷凍冷蔵庫購入経費に充当するものでございます。

歳出につきましては、本年 9 月から指定管理者制度に移行いたします関係経費を整理いたしましたものが主なものでございます。

総務費関係では、自治振興費で自治会集会施設整備事業 4 集会施設分を計上。賦課徴収費は、法人町民税過誤納還付金 700 万円を増額いたしております。

次に、民生費関係では、高齢者福祉費の繰入金は、老人保健過年度精算が確定をいたしましたので 1,100 万円を計上。障害福祉費は、自立支援法によります障害福祉計画策定委託料などの関係経費 345 万 1,000 円を増額いたしております。

衛生費は、県の補助事業として妊婦 22 週以降の健康診査委託料 90 人分を見込み、136 万 4,000 円を計上いたしております。

次に、農林水産業関係では、農地費の工事請負費 300 万円は豊福の農道整備事業分、東徳久県営基盤整備事業負担金 950 万円を計上。農産物加工センター運営費は、冷凍冷蔵庫購入経費を計上いたしております。

教育費関係の事務局費で、小中学校児童生徒を対象として、心の健康づくり相談事業がなされておりましたが、17 年度で廃止となりましたので、町として引き続き相談事業を行うことといたしました関係経費 13 万 7,000 円を計上いたしております。

第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表、債務負担行為補正、3 ページ、内訳は、指定管理者制度への移行に伴います債務負担行為の補正でございます。第 3 条、一時借入金の補正は、一時借入金の借入の最高額を 30 億円といたしております。

次に、議案第 135 号 平成 18 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 1 号について、

提案の御説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,100 万円を追加し、総額を 34 億 5,411 万 6,000 円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、過年度分の精算による返納金が生じてきたため、歳入の第 20 款 繰入金で、一般会計よりの繰入金 1,100 万円を追加し、歳出では同額の 1,100 万円を第 10 款 諸支出金の償還金に充てようとするものでございます。

次に、議案第 136 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についての提案の説明を申し上げます。

まず、第 1 条で歳入歳出それぞれ 60 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 11 億 2,658 万 2,000 円といたしております。

歳入では町債として、資本平準化債を 60 万円追加しております。

歳出では、公共下水道事業費において、建設改良事業執行に必要な臨時職員賃金 60 万円の追加と、公債費の財源補正をしております。第 2 条では、地方債の借入限度額の補正をしております。

以上、3 件一括御説明を申し上げます。御承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

議案第 134 号 平成 18 年度佐用町一般会計補正予算第 1 号についての質疑に入ります。質疑のある方。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、井上議員。

8 番（井上洋文君） 6 ページの県支出金ところですね、妊婦健康診査費補助金の件なんですけど、これまあ、出でも衛生費で上げられとんですけども、配られたこの要綱の中でですね、償還払いの場合、妊婦後期健康診査費助成金決定通知書というのが添付されとるわけなんですけども、これはどんなんですか。あの、かかった費用を 1 万 5,000 円が上限になってるわけなんですけども、それ以内であればですね、そのまま償還払いということだけでいいということではないわけですか。これはあの、助成金の決定金額というのがまた町長からですね、妊婦の方にまた決定通知がいくわけですか。それらちょっとお聞きしたいんですが。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） お答えいたします。基本的に、上限額 1 万 5,000 円、この金額が決定金額ということなんですけども、それ以下の分につきましては、その実際かかった費用、その分の金額が決定通知。1 万 5,000 円を超えた場合は 1 万 5,000 円が助成の決定金額。そういうふうになります。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

8 番（井上洋文君）                    ということはですね、この請求書を付ければ、1 万 5,000 円が上限ですから、別に決定とかいうことは関係ないんじゃないですか。またあの、町長の方からですね、妊婦の方に決定通知書を送るということは必要ないんじゃないですか。

議長（西岡正君）                    はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君）            基本的に、母子健康手帳の交付の申請に来られたときに、申請書と、それから医療機関に対する受診券兼用の請求書を交付いたします。その分につきまして、請求書によりまして、医療機関の方にかかった費用を、1 万 5,000 円を上限として払います。それから、この決定通知というのは、県外等、基本的には現物給付にいたしておりますけれども、万が一のときに里帰り出産等で県外等の医療機関にかかられたときに、一応こちらとしましては、現物給付のお話で契約等させていただきたいというお話をさせていただきますけれども、その医療機関がしないということになれば、償還払いという格好にしなければなりません。そのときの決定通知等は、この第 4 号の決定通知、これをもってその金額の決定をさせていただきたいと考えております。

議長（西岡正君）                    よろしいですか。

〔井上君「ちょっと」と呼ぶ〕

議長（西岡正君）                    はい、井上議員。

8 番（井上洋文君）                    ちょっとよく分からないんですけど、償還払いの場合はこれが要るということでしょう。償還払いの場合はね、この前にあるこの領収書を添えてですね、そしてあの、提出したら、その金額でもういただけるということではないわけですか。また、町の方からそういう決定という通知がくるわけですか。これ意味ないんじゃないですか。

議長（西岡正君）                    はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君）            その要綱等のところに記載しておりますとおりに、様式 4 号については償還払いのときの決定通知でございます。

議長（西岡正君）                    はい、ほかに。

〔井上君 挙手〕

8 番（井上洋文君）                    理解しました。

議長（西岡正君）                    はい、よろしいですか。はい、ほかに。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君）                    はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 9 ページなのですが、農地費の中で工事請負費、豊福の農道整備ということでしたが、あの、江川地区の方も全体的に佐用町の方からときどき聞かれるんですが、この農道の舗装についての事業計画の明細は出していただけないでしょうか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、具体的な内容が決まりましたら出さしていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） それで、この舗装の負担割合なのですが、場所によっては国の事業が受けられて1割で、普通というんか、全部がそうじゃなくって3割負担ということで、そういったことでぜひ3割から1割にしてほしいという意見があります。3割では今回合併をして町道などは負担が、旧佐用町の場合は上月町に見習ったようになったのでいいことだということで、この農道の舗装もぜひ3割じゃなくて、もう少し負担を軽減できないかという意見が町民から上がっておりますが、どうでしょうか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 一応この予算では町負担事業ということで計画させていただいております。一応、地元負担は3割ということで計画させていただいたんですが、まああの、県の県民局等の補助事業ですか、そういうふうなものの採択になれば、また地元負担のこともまた軽減されると思うんですが、今の時点ではそういった採択されるような事業がですね、現在はまだはっきりしておりません。予算としては、町単で予算執行の方を今、計画させていただいておりますが、もし、そういった補助事業に採択になればですけども、あればですけども、こちらとしても協議はさせていただいております。そのときになれば、また相談をさせていただきたいと。ただし、町負担事業とする以上、3割をお願いしたいと思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） はい。それで、もう1点聞きたいんですが、農道と一緒に管理道があると思うんですが、この管理道の場合は一律それも3割なんですか。それとも、いい補助面があれば1割ということなんですか。その点はどういうふうにお考えですか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、管理道というのはこの計画以外のところにある管理道のことですか。ちょっとあの、申し訳ありません。その現場がもうひとつですね、ちょっと理

解しにくい場所もありますので。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

5 番（笹田鈴香君） あの、細かいことになりますが、例えば、福澤になりますが、桜並木などが植えてあって、案外川も一応 2 級河川ですか、なるんで、その辺はやはり 1 割でもいんじゃないかという声が多く上がってるんですけどね。その辺、せめてその管理道ぐらいは、そういういい事業を見つけてやってほしいという要望があるんですが。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 再度、現地確認さしていただいて、また後で回答さしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

議長（西岡正君） はい。ほかにございませんか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） 5 ページお願いします。所得譲与税の関係で 3,200 万円入ってるわけですけども、この所得譲与税の内容ですね。どういう対象で交付されてるのか。それから、歳出の関係では、9 ページの農地費、説明がありました負担補助交付金の関係ですけども、県営体育成基盤整備事業、東徳久らしいですけど、これの内容説明。それから、負担金の内訳ですね、その辺りを説明願います。

議長（西岡正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） あの、今回ですね、所得譲与税につきましては、国、県の方から一応の県試算分という中で、今回 1 億 5,045 万円の内示的なものをいただいております。そういう中で今回の現計予算で申し上げますと、ここに書いておりますように、1 億 1,540 万円、そして今回 3,236 万 1,000 円を追加さしていただいております。あの、交付見込額としては、1 億 5,045 万円が一応佐用町では今年度の見込額という通知をいただきました関係分を計上さしていただいたということであります。

議長（西岡正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい。9 ページの負担金補助及び交付金の 950 万の県営体育成基盤整備事業の内容でございますけれども、これにつきましては東徳久の土地改良区域になります。5 箇年計画です、パイプラインの整備、それから農道舗装、それから暗渠排水といった事業があります。総事業約 1 億 7,000 万ぐらいです。それで、負担でございますけれども、農道につきましては、国が 50、県が 27.5、それから、町が 12.5、地元が 10 パーセント。それから、用水につきましては、国が 50、県が 27.5、町が 10、地元

が 12.5 パーセントということになります。それから、事務費があります。事務につきましては、国が 50、県が 25、町が 25 パーセントということをごさいます、これは県営の土地改良事業ということで、町と地元は負担金を納める方になります。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） はい。じゃああの、東徳久の分は分かりました。じゃああの、所得譲与税聞いているのは、例えばこの内容が、例の保育所措置費を撤廃されたために所得譲与税で措置するとかですね、いろんな今度の制度、三位一体改革の中で、制度改革の中で所得譲与税の措置がされとるという経過があります。今回の 3,200 万円というのが、そのどれにね該当するのか、それとも全体として増えとるのかということをお願いとるんですけど。

議長（西岡正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） すいません。ちょっとここへ資料を持っておりませんが、あの、実はですね、児童手当の関係と言いますか、部分で所得譲与税に移譲された部分というものが入っております。その金額的なのをちょっとここに資料を持っておりませんが、はっきりお答えできませんが、今回の譲与税で所得譲与税に振変わった部分があるということで、この部分については当初予算でも申しあげましたけども増額部分で予算計上、当初さしていただいたと。ちょっと、当初のを持っておりませんが、えらい申し訳ありませんが、後ほどまたお答えさしていただきたいと思っております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） はい。分かりました。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） はい。3 ページとちょっと関連するんですが、3 ページに土づくりセンターの指定管理委託料が 5 年間で 3,120 万円となってるんですが、この 9 ページの農業振興費の中のこの土づくりセンターの指定管理委託料で 480 万で、その下の運営助成金がマイナスで、入れ代わってるんだと思うんですが、これはどういう意味なんですか。

議長（西岡正君） お答えください。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） はい。指定管理者制度が9月から移行されるということですね、8月まではですね、委託料、それから9月以降は。もとへ。9月以降は委託料ですね、8月までが補助金で予算を出すということの仕分けをしております。

それから、今、3ページの債務負担行為なんですが、これにつきましては、4年間のですね、契約を4年後までの3月までするというので、4年間の債務負担を当初の予算をですね、概算予算として置かさせていただいたということでございます。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5番（笹田鈴香君） また後で指定管理者のでも聞きますけども、そしたら、この管理委託料の480万、結局はこれで見ると今までの予算から言うと、9月からだと金額的に多いと思うんですけど、どうですか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） あの、当初予算で780万、土づくりセンターへ予算を置いております。今回は、9月以降、指定管理者制度で移行するというので、9月以降の委託料を480万置かしていただきまして、780万の補助金を480万、その分を計画したということで、8月までは補助金として交付してですね、9月以降は委託料として予算化をしておるということでございます。この内容につきましては、実際はこの土づくりセンターについては、精算で交付金をさしていただいておりますので、最終的にはまた補正で対応させていただきたいと思っております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより本案に対して採決に入ります。議案第134号 平成18年度佐用町一般会計補正予算案（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決することになりました。

続いて、議案第135号 平成18年度佐用町老人保健特別会計補正予算（第1号）についての質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

議案第135号 平成18年度佐用町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 136 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について質疑に入ります。質疑のある方。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） 1 ページの地方債補正、この補正については、その資本平準化債の補正が主なものだと思うんですけども、この資本平準化債については、国の方では共用開始当初の負担を軽減し、かつ世代間の負担行為を図るためとして、制度があるんですけど、これ平成 16 年度にこの起債対象が拡大されて、旧三日月町でも平成 16 年の時にこれをしてるんですけど、改めてこの 60 万円、この起債にするという理由は何でしょうか。

議長（西岡正君） はい、教えてください。

下水道課長（寺本康二君） 資本平準化債はいわゆる下水道事業前半に共用開始が増えるまでに起債の償還が増えるということで、耐用年数をできるだけ長くということで設置された分であります。それで、この起債の借入については、財政の方でしてますんで、細部についてはちょっとそちらの方へ譲りたいと思います。以上です。

議長（西岡正君） よろしいですか。はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） この制度の関係と言いますか、下水関係の分ですけども、平準的な部分言いますか、長期的にですね、簡単に言えば借入いたしましてですね、それに充てる償却部分の期間よりも長期にわたる部分がこういう下水道とか水道なんかの関係で、それを長期にわたって補填をしましょうというのが、この制度であるということで、平準化債、平準的など言いますか、長期にわたってみようというのは、この趣旨という部分でございますんで、そう難しくとらないですね、していただければと思います。

〔金谷君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） それでは、何で、三日月の場合はね、16 年では拡大されたときにこれをちゃんとやっとなですよ。改めてこういうふうにするか。どの事業がこの平準化債を、この 60 万円を充てはめられとんかいう、そういうことを聞いとんですね。16 年度にやっておられなかったからということなんですよ。改めてその拡大されたときにもやっとなですよ、旧三日月ではね。どの事業がこの 60 万円になるんか。これ、質問します。

議長（西岡正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） 特定環境保全公共下水道で、今年も資本平準化債を借っておりますけれども、その分が借り入れる額が 60 万たくさん借りれたというふうに私は理解しておりますけれども、詳細は金額は借入れる財政の方でしたんで、ちょっと振ったんですけれども、そういう形の中で、資本平準化債はずっと借っておりますけれども、それが 60 万たくさん借入れる予定となったということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長（西岡正君） よろしいですか。

6 番（金谷英志君） 分かりました。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

これで本案に対する質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論はございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

議案第 36 号 平成 18 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 21 . 議案第 137 号 南光駐車場の指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 日程 21 に移ります。

議案第 137 号 南光駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今、上程をいただきました議案第 137 号 南光駐車場の指定管理者の指定について御説明申し上げますけれども、この 137 号から第 149 号議案につきましては、指定管理者の候補者の選定を佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例第 5 条の規定、公募によらない指定管理者の候補者の選定等に基づき行いましたので、地方自治法第 244 条の第 2 項 3 項の規定に基づき、指定管理者を指定したく考えておりますので、順次御説明を申し上げます。

それでは、改めて議案第 137 号 南光駐車場の指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町下徳久 176 番地の 2、南光町商工会代表会長、春名和光氏。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間でございます。

以上、説明をさせていただきましたので、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましては、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですので、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 137 号 南光駐車場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 22 . 議案第 138 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 日程 22 に移ります。

議案第 138 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、議案第 138 号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町下徳久 117 番地の 2、南光町商工会代表会長、春名和光氏。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間でございます。

以上、御承認賜りますようお願いを申し上げて、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） まああの、前の議案と同じなんですけれども、1 つは指定の期間がこの南光商工会の関係だけ平成 21 年、後は 23 年までということになっておりますけれども、これは商工会があつて等の関係なのかというのが 1 点。

それから、一つひとつ議案に聞いても同じことなんで、基本的な点で伺います。現行とね、この指定管理者の委託することによって何が違ってくるのかという点を出していただ

くと。それから、例の使用料金や利用料金というような形になってきますけども、その利用料金の決定等ですね、議会には届くのかどうか。この辺りの問題についてお願いいたします。

議長（西岡正君） はい、説明願います。財政課長。

財政課長（小河正文君） 今回のまず1点目の期間でございますけども、この商工会等の関係、議員おっしゃいますとおりですね、商工会の合併もあるようなことを聞いておりますので、そういう関係で一応年限は短くいたしております。

それから、使用料、利用料金の関係でございますけれども、第5回でしたか、議会におきましてですね、先ほど議案137号ですか、の関係の部分の駐車場の料金の関係につきましては、使用料を利用料に読み替えの条文の訂正をさしていただいております。そういう中で、利用料金、使用料金については、当然議会の方の承認が必要でございますので、その分は何ら変わっておりません。

それからですね、いわゆる管理から指定管理者の中で、特に内容的なものも変わっておりません。これまで委託しておいたには、ただ法に基づく指定管理者でございますので、そういう中で内容的なものは変わった点は特に何もございません。以上です。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21番（鍋島裕文君） それでね、本日これ議決されれば、いわゆる指定管理者の条例上はね、町との間で協定の締結ということになるわけですけども、当然、条例どおりその今含めた、利用料金の関係や何やら、事業計画や何やら、そういった協定の締結は結ばれるんですか、やっぱり。その辺り。

議長（西岡正君） はい、お答えください。財政課長。

財政課長（小河正文君） はい。あの、この議会で承認いただければですね、この後、順次8月末までにその分を結んでいきたいということで予定いたしております。

議長（西岡正君） はい。よろしいですか。

はい、ほかに。

これで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案に対する採決に入ります。議案第138号 南光ひまわりの郷ふれあいセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開を午後 3 時 40 分といたします。

---

午後 3 時 23 分 休憩

午後 3 時 40 分 再開

---

日程第 23 . 議案第 139 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について

議長（西岡正君） それでは、休憩を解き、審議を再開いたします。

日程 23 に移ります。

議案第 139 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、議案第 139 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町東徳久 1946 番地、社会福祉法人、佐用町社会福祉協議会、代表会長、船引浩一氏。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決としたいと思います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、金谷議員。

6 番（金谷英志君） これは今までずっとあった議案、それからこれからも指定管理者について全部なんですけれども、指定管理者が行うその業務の範囲とかですね、先ほど上月文化会館等の一部を改正する条例等にはこういうふうにあるんですけど、全部の指定管理者が行う業務の範囲については、どういうふうに決められるんでしょうか。もう決まっているんでしょうか。

議長（西岡正君） 財政課長。

財政課長（小河正文君） はい。あの、実はですね、この今回提案さしていただいております関係条文でございますが、3 月の定例議会で議案第 73 号といたしましてですね、提案さしていただいて、その中で業務内容のことをすべてうたわさしていただいております。

そういう中で、それに基づいて今回、その部分についてこのように指定管理者を指定すると。ですから、前段で一応業務の範囲をうたって、それからその後、もう一度その内容について指定する指定管理者を決定して議会に諮っていくという順序で進めさせていただいておりますので、先ほど総務常任委員会で付託されました案件にもうたっておりますようにですね、業務内容等を書かしていただいておりますのが現状でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

ほかに。

はい。ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 139 号 久崎老人福祉センターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 24 . 議案第 140 号 道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 日程第 24。

議案第 140 号 道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、議案第 140 号 道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町平福 988 番地の 1、株式会社道の駅ひらぶく、代表者、代表取締役、岸本紀夫氏に。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認いただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたしたいと思います。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 140 号 道の駅宿場町ひらぶくの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 25 . 議案第 141 号 上月農産物処理加工施設及び上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 続いて、日程 25 に移ります。

議案第 141 号 上月農産物処理加工施設及び上月地域特産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 141 号 上月農産物処理加工施設及び上月地域特産物直売所の指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町福吉 674 番地 1、有限会社ふれあいの里上月、代表者、代表取締役、野村眞義氏に。指定の期間は平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認いただきますようお願いを申し上げ、説明いたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても本日即決いたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本義次議員。

4 番（岡本義次君） はい。野村さんが選ばれたということに対しては、私、彼知ってまして、知識とか技能は抜群で、適任かと思えますが、その関連ということで、町長はですね、当初いわゆる店長の戸谷さんがお代わりになって、後、男性の方がなられたということでお尋ねしてもよろしいでしょうか。というのはですね、それらの、どういう格好で、私は戸谷さんがですね、立派な方で良かったと思う、なぜ男性になったんかと、女性の方が良かったんじゃないかと思えます。そこら辺の任命者として、推薦があったりとか、それから、どういう格好で職員の正規になられたのか。そこら辺ももし何だったら関連ということで。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 先ほど私も行政報告でですね、一応報告させていただきましたように、先般の総会におきまして交代をされましたということで、その後、後任につきまし

てはですね、当然、ふれあい上月の役員の皆さん方のそれぞれ協議の中で後任を決められておりますのでね、私からだれだれにという指定したものではありません。それぞれ退任される方につきましては、健康上の理由、いろいろと家庭の理由でありまして、やむを得ないということとして、あと、後任につきましても、経験者であり、またそれぞれ適任者ということで探されて、店長についても男性の方というのも、前のこのふれあいの里の社長をされておったんですか。そういう経験者であるというふうに私は聞いておりますのでね、皆さんで選任されたと理解をしております。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかに。ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 141 号 上月農産物処理加工施設及び上月地域特産物直売所の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 26 . 議案第 142 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 続いて、日程 26 に移ります。

議案第 142 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 142 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町船越 232 番地 1、南光ひまわり館加工グループ、代表者、代表、國上利章氏に。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 142 号 南光ひまわり館の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 27 . 議案第 143 号 味わいの里三日月及び味わいの里三日月しぶみ店の指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 27。

議案第 143 号 味わいの里三日月及び味わいの里三日月しぶみ店の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 議案第 143 号 味わいの里三日月及び味わいの里三日月しぶみ店の指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町乃井野 1266 番地、農事組合法人、三日月特産加工組合、代表者、組合長理事、小林晴良氏。指定の期間は平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認を賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 143 号 味わいの里三日月及び味わいの里三日月しぶみ店の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 28 . 議案第 144 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 続いて、日程 28 に移ります。

議案第 144 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 議案第 144 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町大木谷 1242 番地 1、乙大木谷自治会、代表者、自治会長、田中巍氏。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 簡単に聞きますが、この代表が自治会長になってるわけですが、この自治会長はだいたい 2 年とかで交代するところも多いわけなんですけど、交代ごとにこれはまた議会の議決が必要ですか。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい。代表者が代わりますとですね、当然その中での代表者氏名だけの変更ということになります。業務内容は変わりませんので、今のところ、内容が変わればもちろん、当然報告もさせていただきますが、代表者の氏名だけでありますと、その中で、これからの契約の中ですと、またうたわしていただきたいなと思っております。議会の方の議決をいただくところまでにはなっておりませんのでね、一応報告だけさせていただきます。以上です。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかに。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 144 号 佐用町棚田交流施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

---

日程第 29 . 議案第 145 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 29。

議案第 145 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 議案第 145 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町福中 761 番地、田和自治会、代表者、自治会長、中川浩一氏。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認賜りますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本件につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 145 号 田和棚田交流施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 30 . 議案第 146 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 続いて、日程 30 に移ります。

議案第 146 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 議案第 146 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町西新宿 929 番地、西新宿自治会、代表者、自治会長、竹田保則氏。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 146 号 西新宿花しょうぶ園交流施設の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 31 . 議案第 147 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 日程第 31 に移ります。

議案第 147 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 147 号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県姫路市三左衛門堀西の町 216、兵庫西農業協同組合、代表者、代表理事組合長、中村益夫氏。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） はい。まず 1 点聞きたいのは、JA に聞きますと、申請をして受理をされたということを聞いてるんですが、もう協定書などは交わされているでしょうか。

議長（西岡正君） はい、お答えください。はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 申請というのは、指定管理者ということでしょうか。指定管理者制度につきましては、9 月 1 日からということなんで、その事前のですね、協議、それから書類関係はですね、今調整はしておりますけれども、施行は 9 月 1 日ということになります。議会の承認を得てからになりますけれども。委託契約の方はですね、4 月からやっておりますけれども。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） それで、この指定管理者制度になりますと、今まで牛糞などは 1 袋何ぼとか、散布の料金が決まっていたわけですが、もし JA に管理者制度でまかされるといことになりますと、金額が変わってくることは考えられませんか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 当然あの、実質は町が補助金を交付している施設でございますし、そういう単価についても単独で JA がするというのではなくして、町も介入はしていくと。現在のところは、単価が変わるということはありません。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、笹田議員。

5 番（笹田鈴香君） 変わらないということですね。それですね、今までと内容がほとんど変わらないということなんですが、例えば、これが 17 年度の土づくりセンターの収支表なんですが、812 万 8,400 円の結局赤字ということになってるんですが、これからもしこういった赤字が生まれたときは、先ほどの補正の分以外にも赤字の補填をされますか。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 言われました 8 万 1,284 円が赤字なんです。これが収支計算で合わせさせていただいておりますけれども、こちらとしては赤字部分の交付金という話しております、それについても施設の維持管理、機械の耐用年数、そういうなんはみておりますけれども、極力延命できるものは利用していきたいということで、町の方も施設の中には一応保守管理なんかも含めて、こちらも介入させていただいております。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

5 番（笹田鈴香君） そしたら、先ほどの4年間で3,100万余りですね、ちょっと先ほどの数字、ちょっと間違いでしたけども、そういうでも足らなかった場合はできるということですね。それだけちょっと確認したいんですけども。

議長（西岡正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 運営上ですね、生産上、黒になるということは現在のところは考えられませんので、それについては極力赤字が減るような方向ですね、町としては介入していきたいと思いますが、今のところはこういった状況の交付金を出さないと運営ができないという状況でございます。

議長（西岡正君） はい、ほかにございませんか。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。  
ないようですから、討論を終結いたします。  
これより本案について採決に入ります。議案第147号 佐用町土づくりセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第32・議案第148号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 続いて、日程第32に移ります。  
議案第148号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、議案第148号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町上石井764番地1、有限会社 ゆう・あい・いしい、代表者、代表取締役、森田正氏。指定の期間は、平成18年9月1日から平成23年3月31日までの間でございます。  
御承認をいただきますようお願いを申し上げ、説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、

本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございますか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 148 号 みどりの健康舎 ゆう・あい・いしいの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 33 . 議案第 149 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について

議長（西岡正君） 続いて、日程 33 に移ります。

議案第 149 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、議案第 149 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定でございますが、指定管理者を兵庫県佐用郡佐用町平福 642 番地、平福地区整備推進協議会、代表者、代表、西崎忠夫氏。指定の期間は、平成 18 年 9 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間でございます。

御承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決といたします。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

ないようですから、討論を終結いたします。

これより本案について採決に入ります。議案第 149 号 佐用町立平福郷土館の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 34 . 議案第 150 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（西岡正君） 日程 34 に移ります。

議案第 150 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。議案書をお手元に配付いたしておりますので、事務局長より朗読させます。事務局長の朗読をお願いします。

事務局長（岡本一良君） 議案第 150 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を佐用町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。現住所、佐用町西下野 990 番地 1。氏名、勝山剛。生年月日、昭和 23 年 11 月 6 日生まれ。平成 18 年 6 月 6 日提出。佐用町長、庵途典章。以上です。

議長（西岡正君） 事務局長の朗読が終わりました。提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長「はい、議長」と呼ぶ〕

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただいま上程をいただきました議案第 150 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の御説明を申し上げます。佐用町教育委員会委員の衣笠孝氏の退職以後、不在となっております教育委員会委員に、その後任として教育に関して識見を有する佐用中学校長の勝山剛氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。任期につきましては、前任者の残任期間となります。平成 21 年 12 月 26 日までであります。

よろしく御同意賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

議長（西岡正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。この際お諮りします。本案については、人事案件でありますので、議事の順序を省略して直ちに表決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。

それでは、本案に対する議事の順序を省略して、これより本案について採決に入ります。議案第 150 号 佐用町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員 挙手〕

議長（西岡正君） 挙手、全員であります。よって、本案は原案のとおり同意するこ

とに決定いたしました。

---

日程第 35 . 発議第 2 号 「佐用町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正するについて

議長（西岡正君） 続いて、日程第 35 に移ります。

発議第 2 号 「佐用町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正するについてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。5 番、笹田鈴香君。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

〔笹田君 登壇〕

5 番（笹田鈴香君） 失礼します。5 番、笹田鈴香です。

発議第 2 号 「佐用町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正するについて、趣旨説明をいたします。

財政の大変厳しい中での給料の余分にもらう費用弁償は、いわゆる給料の二重取りともとられます。そこで、費用弁償制度を廃止するためです。内容は第 4 条 1 項「議員が閉会中の所管事務調査及び広報特別委員会に出席したときは、費用弁償を支給する」を削除し、2 項を 1 項に改める。3 項の「費用弁償、」を削除し、同 3 項を 2 項に改める。第 6 条の「費用弁償及び」を削除する。別表第 1（第 4 条関係）の費用弁償欄の「費用弁償、1 日につき、3,000 円」を削除する。以上です。

議長（西岡正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第 2 号 「佐用町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正するについては、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、発議第 2 号 「佐用町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正するについては、総務常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 36 . 発議第 3 号 「佐用町議会議員倫理条例」の制定について

議長（西岡正君） 日程第 36。

発議第 3 号 「佐用町議会議員倫理条例」の制定についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。発議者、6 番、金谷英志君。

〔金谷君 登壇〕

6 番（金谷英志君） 発議第 3 号 「佐用町議会議員倫理条例」の制定について説明いたします。

理由は、政治倫理理念に基づき活動し、町政に対する町民の信頼に応え、町民と共に民主的な町政発展に寄与するためであります。

本提案しております倫理条例については、旧三日月町で制定していたものであります。

内容については、主なところで、第 4 条で政治倫理条例基準、「町民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような行為及び、その職務に関して不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしてはならない」、第 3 項で「町及び町が関係する団体が行う許可、認可又は請負その他の契約並びに下請工事について辞退するように努めるとともに、特定の個人、企業及び団体のために社会通念上疑惑をもたれるような取り計らいをしてはならない」。また、第 5 条では町の契約に対する遵守事項として「議員及び配偶者並びに 2 親等以内の親族は、地方自治法第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重し、自ら町工事等の請負及び委託契約並びに下請工事について辞退するように努めるとともに、町民に対し疑惑の念を生じせしめないよう努めなければならない」としてあります。以上、趣旨説明を終わります。

議長（西岡正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑ある方、発言願います。ありませんか。質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第 3 号 「佐用町議会議員倫理条例」の制定については、総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、発議第 3 号 「佐用町議会議員倫理条例」の制定について、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 37 . 発議第 4 号 「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定について

議長（西岡正君） 日程第 37 に移ります。

発議第 4 号 「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。20 番、吉井秀美君。

〔吉井君 登壇〕

20 番（吉井秀美君） 失礼します。

発議第 4 号 「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定について、提案説明をさせていただきます。

提案の理由は、すべての小学校区で学童保育を開設し、児童の健全育成のためです。

佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例、趣旨、第 1 条「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 7 の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより、その健全な育成

をはかるため本事業を行う」。対象児童、第 2 条「本事業の対象児童は、次の各号に該当する児童とする。(1) 小学校に就学している概ね 10 歳以下の児童で、小学校の授業終了後又は休校日に保護者が不在のため昼間監護を受けられない児童。(2) その他町長が必要と認める児童」。運営、第 3 条「本事業の運営は、次の各号に定めるところによる。(1) 本事業の実施は、放課後児童指導員を配置して行うものとする。(2) 本事業は、町が設置する施設等を利用して行う。(3) 町長は、この事業を利用する児童の健全な育成が図られるよう、衛生および安全が確保された設備を備える等により、適切な生活及び遊びの場を確保するものとする。(4) 事業の実施にあたっては、家庭、小学校及び他の児童福祉施設との連携を図るものとする。負担金、第 4 条本事業を行う経費に充てるため、この事業を利用する児童の保護者から負担金を徴収する。(1) 負担金の額は、児童 1 人につき月額 5,000 円とする。ただし、住民税非課税世帯は半額、生活保護世帯は全額免除とし、ひとり親世帯は状況に応じて減額できるものとする。(2) 同一世帯から、2 人以上の児童が利用する場合の負担金の額は、2 人目以降を半額とする。(3) 月の中途から利用を始める場合または月の中途において利用を止める場合の負担金は、日割りによって計算する。附則「この条例は交付の日から施行する」。以上です。

議長（西岡正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑のある方。

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第 4 号「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、発議第 4 号「佐用町放課後児童健全育成事業に関する条例」の制定については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 38 . 発議第 5 号 「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する  
条例について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 38 に移ります。

発議第 5 号 「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。金谷英志君。

〔金谷君 登壇〕

6 番（金谷英志君） 発議第 5 号「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例について、趣旨説明いたします。

理由は、生活に密接に関係するライフラインである水道料金の大幅な値上げを緩和し、新佐用町民の生活安定に寄与するため、旧三日月町の水道料金に調整するものであります。

内容は、別表第 2、メーター口径 13 ミリメートル、基本料金、使用水量 10 立方メートルまでを 1,600 円に。超過料金を 1 立方メートルにつき 100 円に改定するものであります。

議長（西岡正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第 5 号 「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、発議第 5 号 「佐用町上水道及び簡易水道給水条例」の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 39 . 発議第 6 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出について

議長（西岡正君） 続いて、日程第 39 に移ります。

議第 6 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。金谷英志君。

〔金谷君 登壇〕

6 番（金谷英志君） 議第 6 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出について趣旨説明いたします。

農水省は、2007 年から実施する経営所得安定対策の大綱を発表いたしました。その中で、品目横断的経営安定対策として、担い手施策の集中化、重点化を図るとして、認定農業者、一定規模以上の水田または畑作経営を行っている者に対する所得安定対策を発表いたしました。これについては、すべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、経営安定を図る対策と農水省ではしております。けれども、本町におけるような山間部において、家族経営あるいはそういう少人数に対する経営に対する補助こそ求められておると思っております。以上、提案説明といたします。

議長（西岡正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第 6 号 「品目横断的経営安定対策」にかかわる意見書（案）の提出については、産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、議第 6 号 「品目横断的経営安

定対策」にかかわる意見書（案）の提出については産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 40 . 発議第 7 号 「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例について

議長（西岡正君） 日程第 40 に移ります。

発議第 7 号 「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。発議者、鍋島裕文君。

〔鍋島君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。

発議第 7 号 「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。

これは現在就学前までの子どもの医療費の自己負担が無料となっております乳幼児福祉医療制度を義務教育終了まで拡充し、町民から切実に求められています子育て支援の施策を充実させていくものであります。

改正する内容は、第 1 条中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。第 2 条第 1 項第 3 号及び同項第 5 号中「乳幼児」を「乳幼児等」に、「幼児」を「幼児等」に、「6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過していない者をいう。」を「義務教育を終了するまでの者をいう。」に改め、同項第 7 号中「幼児保護者」を「幼児等保護者」に、「幼児」を「幼児等」に改める。第 3 条第 1 項及び同項第 2 号並びに第 3 号中「乳幼児」を「乳幼児等」に、「幼児保護者」を「幼児等保護者」に改める。第 4 条第 1 項第 3 号中「幼児保護者」を「幼児等保護者」に「幼児」を「幼児等」に改める。第 6 条第 1 項及び第 7 号中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。附則「この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する」。以上であります。

なにとぞ御協賛賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（西岡正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑のある方、ございませんか。

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第 7 号 「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、発議第 7 号 「佐用町福祉医療費助成条例」の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第 41 . 発議第 8 号 「佐用町外出支援サービス（福祉タクシー）事業実施条例

(案)」を制定する条例について

議長(西岡正君) 続いて、日程第41に移ります。

発議第8号 「佐用町外出支援事業実施条例(案)」を制定する条例についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。提出者、平岡きぬ糸君。

〔平岡君 登壇〕

18番(平岡きぬ糸君) 発議第8号 「佐用町外出支援サービス事業実施条例(案)」を制定する提案の趣旨説明を行います。

提案の理由は、旧佐用町で実施されている料金が2,000円を超える場合、本人負担は1,000円を半額補助する福祉タクシーの事業を存続するために、旧佐用町の外出支援サービス事業実施要綱をそのまま全町に適用するための条例提案となっています。

内容は、目的、第2条では実施主体を佐用町、対象者、第3条。第4条では利用申込及び決定、第5条で利用者の負担額。それから、第6条では委託対象経費について、第7条で委託料、第8条で交付申請の内容、第9条で利用者台帳、第10条で関係機関との連携、11条は委託の取り消し、12条、その他というふうになっています。これは、そのまま佐用町の要綱を条例化したものです。

ぜひ、審議していただき、高齢者の外出支援を全町に拡充するための方策として御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長(西岡正君) 発議に対する提出者の説明は終わりました。本案につきましては、本日即決といたします。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑のある方。ありませんか。

ないようですから、質疑を終結いたします。

これより発議に対する討論に入ります。

〔吉井君 挙手〕

議長(西岡正君) はい、吉井議員。

20番(吉井秀美君) 20番、吉井です。

発議第8号 「佐用町外出支援サービス(福祉タクシー)事業実施条例」を制定する条例について、賛成の討論をいたします。

議長(西岡正君) 反対の方が先いらしたら反対でお願いしたいんですけど。

〔山田君「はい」と呼ぶ〕

議長(西岡正君) はい。そしたら、吉井議員、すいません。

〔山田君「反対討論」と呼ぶ〕

議長(西岡正君) はい、山田弘治議員。

17 番（山田弘治君） ただいま上程されました外出支援サービスにつきましては、現在川田委員長の下で特別委員会を設置して、内容について協議しております。それを先検討させていただきますことが、まず肝要かと思っておりますので、この件につきましては反対とさせていただきます。

議長（西岡正君） はい。続いて、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 賛成討論をいたします。

旧佐用町が実施していた、そして、合併後、旧佐用町民がこの 6 月いっぱいまで利用できる福祉タクシーは、交通手段の極めて乏しい本町で、医療機関をはじめ、買物やグループで高齢者大学への参加などへも利用され、大変喜ばれています。利用者負担は 1,000 円を限度としていますが、年金生活者にとっては決して軽くはなく、また、利用できるのは年間 24 回、通院に限り 12 回分追加という制限も、交通手段のない高齢者には不自由なものです。「合併で廃止されるようなことがあっては困る。何としても継続させてほしい」、この声は皆さんにも届いているはずで、合併新町の全域の高齢者が利用できるよう、制度化するための条例制定であり、賛成をします。

議長（西岡正君） はい、ほかに。討論はございませんか。

はい。ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより発議について採決に入ります。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） 採決は起立でお願いします。

議長（西岡正君） 発議第 8 号 「佐用町外出支援サービス（福祉タクシー）事業実施条例（案）」を制定する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡正君） 起立、少数であります。よって、発議第 8 号 「佐用町外出支援サービス（福祉タクシー）事業実施条例（案）」を制定する条例については、否決されました。

---

日程第 42 . 発議第 9 号 「佐用町高齢者等外出支援サービス事業実施（案）」を制定する条例について

議長（西岡正君） 日程第 42 に移ります。

発議第 9 号 「佐用町高齢者等外出支援サービス事業実施（案）」を制定する条例についてを議題といたします。発議に対する提出者の説明を求めます。平岡きぬ糸君。

〔平岡君「はい」と呼ぶ〕

〔平岡君 登壇〕

18 番（平岡きぬゑ君） 失礼いたします。

発議第 9 号 「佐用町高齢者等外出支援サービス事業実施（案）」を制定する条例について、発議の趣旨説明を行います。

本条例（案）は、旧南光町で実施しておりますひまわりサービス事業、お年寄りの外出支援サービスで、ドアからドアで 1 回 250 円、回数制限なしを佐用町で実施するための条例です。旧南光町の高齢者外出支援サービス事業実施要綱をそのまま条例内容として提案するものです。

その内容は、お手元にありますように、目的、第 1 条。第 2 条で「事業主体は、佐用町とする」。町がこの事業の運営を町内の社会福祉関係等に委託することもできます。利用者は第 3 条、65 歳以上の公共交通機関の利用困難な人を含め、対象者となっています。利用及び利用時間は第 4 条で、毎週月曜から土曜日までをして、利用時間は午前 8 時半から午後 5 時まで。利用会員については、サービス利用する方は、佐用町高齢者外出支援登録申請により登録を行い、かつ利用料金、24 回の利用につき 3,000 円を支払うものとする。利用回数は、片道 1 回の乗車について 1 枚の利用権を提出し、24 回の利用券が終了したら、新たに利用手数料を払うものとする。利用範囲は、移送範囲は、町内全域の医療機関、介護サービス実施機関、その他公共機関とする。利用方法は、この事業を利用するときは、利用日の前日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に、電話等により運行管理者まで予約申込みを行うものとする。運行管理者の責務は、この事業の管理者は、常に使用する車両等の点検を行い、運転員の交通安全教育の実施及び介護技術の習得等に努めるものとする。運転員の責務で第 10 条、常に交通法規を遵守し、安全運行と利用者の立場に立った介護支援サービスを行うものとする。その他、11 条で、事故発生に対応するために、事業主体、運営主体は、各種保険に加入するなど、最善の方策をとる。その他は町長が決定するものとなっています。

以上、よろしく御審議の上、御承認していただきますように、よろしく願います。

議長（西岡正君） 発議に対する提出者の説明は終わりました。本案につきましても、本日即決いたします。

これより発議に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） 岡本です。お尋ねします。先ほどのあれのときも聞いたら良かったんですけども、全議員による特別委員会できております。それから、先だっの特別委員会の説明で、町側におきましても 7 月 1 日から、これこれこういうことをやりたいんだという案は出されております。なぜ、こういう時期にこの条例を出されるのか、お尋ねいたします。

議長（西岡正君） はい、平岡きぬゑ君。

18 番（平岡きぬ糸君） 自席からでよろしいですか。

議長（西岡正君） そこからで結構です。

18 番（平岡きぬ糸君） 先ほど御質問のありました、なぜこの時期に提案するかという点ですが、確かに提案する発議の日にちは 6 月提出の議会の締切り等の関係があつて、27 日となっています。委員会は、その後全員で構成する委員会が 6 月 1 日に初めて開かれて、町当局から外出支援サービス事業の内容について明らかにされておりますが、先ほどのタクシーは否決になりましたが、発議第 9 号で行いました内容につきましては、当局が提案しているいわゆるタクシーに対する補助、それから、もう 1 つひまわりサービスに対する補助も確かに提案されておりますけれども、提案内容でこれまで気軽に利用できていた内容から大幅に後退する内容となっておりますので、ぜひ 65 歳以上の方が外出支援として利用しやすい旧南光で行われた名称はひまわりサービスですが、この事業を取り入れて、町の実施主体でやっていただきたい。そういうことで、条例提案をしているものです。これは高齢者の方々の切実な願いです。合併に伴って、この事業がどうなるのか、注目しております。特に、今、使用している旧南光の住民にとっては、いわゆる足の確保、生活にとってなくてはならないものとなっておりますので、全町でこれを実施してほしいというのは、従来から多くの皆さんの願いでもありますので、それを実現するためには議員として発議する必要があると考えました。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。

〔岡本君「いえ」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） あのね、この特別委員会は、そういうそれぞれのあれがあるんですけど、外出支援サービスというものが必要だから、全議員の賛同でできたわけです。せっかくその特別委員会を作っておきながらですね、こういうことをされるとということは、その特別委員会を作った意味がなくなっていくんじゃないかという思いで、なぜ今の時期に出されたんですかと聞いたんです。個々の内容云々につきましては、それぞれの思いが議員にあると思います。それについては、その特別委員会でしっかりやっていけばいいのであって、今の時期にこれを出すということは、特別委員会を作ったということを否定することになるんじゃないですかということで聞いたんですけども、それについてどうなんですか。

議長（西岡正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 外出支援サービス事業の今日の採決のあり方、議会運営のあり方について、ちょっと驚いているんですけど、全員で構成している特別委員会を作って、外出支援サービス事業について論議しようという中での発議ですから、内容についてぜひみんなで論議して、今日即決、十分事前に熟知されて、その上での判断かとも思いますけれども、ぜひ特別委員会という形には、これは付託にはなりませんけれど、これまで出された発議はすべて所管する常任委員会に付託して十分審議しております。そういう点で、

この扱いについて非常に私は、即決するというそういう対応をされることについて不満です。みんなで十分この内容について論議してほしいと思っています。

議長（西岡正君） よろしいですか。

〔岡本君「答えになってない」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） いいですか。

13 番（岡本安夫君） 特別委員会を否定するような提案じゃないですかと言ってるんです。今のは答えになってません。

議長（西岡正君） はい。答弁できますか。

18 番（平岡きぬ糸君） ですから、言っておりますように、私も入った特別委員会で外出支援サービス事業の検討をするわけですけども、この発議の内容についてもぜひ十分論議していただきたいな。付託は常任委員会にしかできませんけども、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔山本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、山本議員。

11 番（山本幹雄君） はい。質問します。11 番、山本です。

今、平岡さんからこの佐用町高齢者等外出支援サービス、その前に、先ほど否決されましたけど、佐用町外出支援サービス、考え方、内容的な部分、まあ内容的なものは先ほど言われとったように、特別委員会を作って審議しようとしておりますのでいろいろあると思いますが、この考え方は、この 2 つの提案は同じだと思うんです。同じことが根本にあつての提案じゃないかと思うんです。そこで、平岡さんとそれに賛成している 4 名の方に伺いますが、あなたたちは本当はどちらがいいと思っているのかを、ちょっと伺いたいなと思うんですけども。聞かしてもろていいですか。

議長（西岡正君） 答弁、4 名の方、どなたでも結構だということ。

〔「委員長じゃなかったらあかん」と呼ぶ者あり〕

11 番（山本幹雄君） 委員長おらへん。提出者でいいです。

議長（西岡正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 一つひとつ議案は採決されたので、先ほど 8 号のことに。

〔山本君「質問には答えてください。どっちをあなたたちはほんまは提出したかったの

か。同じもん出されて」と呼ぶ]

18 番（平岡きぬ糸君）            どちらも必要だということで提出しました。結果としては、最初の福祉タクシーの方は否決になりましたので、今はひまわりサービスの方の審議になっておりますが、結果は残念だったと思っております。どちらも大事だと思っております。

〔山本君「はい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君）            はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君）            内容的な部分というのは、先ほど言わせてもろたように、特別委員会の中で練ろうとしている。それはどういうことかと言うと、この2つ出されている案件は、これ協議すれば1つになることだと思う。基本的にあるのは、外出支援サービスなんです、はっきり言いまして。それを高齢者だけにするのか、もっと広い範囲にするのか、それは内容は一緒だと思うんです。それは協議したら十分に練れる範囲なんです。その中で、同じときに、同じ人間が提案して、賛成者が同じ。それだったら、もうちょっとまとめて1つにしてほしい。1つに練った中で提案をしてほしいなというのが、私の考えで質問なんですけども。2つあります。これ1つに十分した中で協議できるし、先ほど岡本議員も言われてるように、特別委員会の中でこれ内容は練ったらいいことなので、1つに十分できるんじゃないかと思う内容のものを2つわざわざ出すということは、議会に対するどういう意味なのかないうことで、もう一度分かるように説明してほしいなと。そうじゃないと、同じときに、同じ内容を2つも同じ提出者が出すというのは、どうも不謹慎じゃないかと思っておりますので、ちょっともう一度伺います。

〔鍋島君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡正君）            提出者、よろしいですか。

11 番（山本幹雄君）            提出者に伺います。

議長（西岡正君）            ちょっと待ってください。提出者はよろしいですね。

〔鍋島君「賛成者も補足説明できるから」と呼ぶ〕

議長（西岡正君）            はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君）            はい。私も賛成議員として名前を連ねております。

まず、特別委員会で議論してるのにどうかという問題でありますけども、それは特別委員会で大いに議論したらいいわけで、それと、各議員が政策でもってね、この本会議で外出支援のあり方について政策提案を行う。これは、何ら矛盾するものでもないし、当然の議員としての権利だと。これは地方自治法で保障されている内容だという点で御理解いただきたい。

それから、どちらが本当の狙いか。これは、提案者も言いましたように、どちらも充実を願っている。これが答えであります。同じものだと言いますけどもね、それは提案説明を聞いてもろたら分かるように、違うんですね。外出支援ひまわりサービスと、それから、

好きなときにタクシーを使う福祉タクシー制度というのは、これは内容が違ってまいります。この2つを併用することによってね、今の本当の外出支援で困っておられる人のそういった外出支援の施策を、この佐用町で充実させることができる、こういう判断に基づいて、この2つの条例を提案したというのが提案者でありますし、私はその趣旨で賛成をさせていただきます。それが補足説明であります。

〔山本君「ほんならちょっと、平岡さんにも」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、ちょっと。

〔矢内君 挙手〕

〔山本君「ちょっと待って。質問まだするで」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい。

〔山本君「平岡さんにももう一遍聞きたい」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、矢内議員。

〔山本君「違うやん。僕、聞くで言うんや」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 3回済んだん違うん。済んでから。

11番（山本幹雄君） 鍋島さんがね、2つをすることによって、より充実する言うんなら、2つをセットにした内容のものを、内容だったら特別委員会の中で何ぼでも協議できるんだからいう話を僕さしてもろたと思うんです。2つのものによって、よりいいものを、同じ外出支援という中で考えてやろうとしとんだったら、最初から1つにして出してこいよというのが私の考えなんです。その方が皆さんも分かりやすいんじゃないかと思うんです。なぜ2つも出すのかと。2つ出して、それでより充実するいうなら、それを最初から1つにしてほしいというのが、私の質問です。

議長（西岡正君） 先ほど提出者以外に答弁をさせていただいたんですが、あくまでも提出者ということで、先ほど鍋島議員に許可しましたけども、ひとつ提出者の方で。平岡議員、どうぞ。

18番（平岡きぬ糸君） 提出した内容そのものは説明のときに申しましたように、それぞれ合併前の旧町で、実際に今も行われている事業の要綱をそのまま条例化しましたので2本立てになりました。

議長（西岡正君） はい。山本議員、あればまた、矢内議員が済んだ後で。はい、矢内議員。

14番（矢内作夫君） 12番、矢内です。

別に変わったこと言うつもりはないんですけどね、今の岡本議員からも出たように、わ

ざわざ共産党も含めて外出支援について特別委員会を組んどうわけです。それでも今、これから始まるうとしとうわけですね、その特別委員会は。こないだ1回やっただけで。これからその内容について詰めていこうという段階の中でね、今、鍋島議員が言われたように、それはまあ、出すんは勝手かも分からんけども、それをほんならこの中で僕ら、どういうふうな審議の仕方していいか、ここで審議するということは、もう特別委員会要らんということになるんじゃないかと思うんです。その辺のある程度の、何というか、ルールだけは、僕は守ってほしいなというふうに思います。以上です。

議長（西岡正君） はい。平岡議員、答弁ありますか。答弁必要ですか。答弁要りますか。

14番（矢内作夫君） どういうふうな答弁してかな。ちょっと聞かしてもらて。

議長（西岡正君） はい、お願いします。

18番（平岡きぬ糸君） その条例提案をするということはルール違反ではないかということをおっしゃってるんでしょうかね。

14番（矢内作夫君） ルール違反じゃないかも分からんけど、どういうふうな動議をここでしたらいいんか。それから、またそれは、外出支援のな、特別委員会に対して失礼でないかということをお願いわけです。それはあんたらも入っとうわけです。あんたらを除いとんだったらええで、出してきたら。

議長（西岡正君） はい。すいませんが、こちらでちょっとやってますので。はい、平岡議員。

18番（平岡きぬ糸君） 条例提案については、今切実な要求ですので、それを政策化して、議員として提案させていただきました。それは、議員としての責務だと思っております。外出支援サービス事業の特別委員会にも、もちろん私たちは賛成して入っておりますし、その中で提案ももちろんしていきたいと思っております。ですから、決して提案することと、委員会に入って、また意見を言ったり、審議することと、何ら矛盾はないと思っておりますが。

議長（西岡正君） はい、矢内議員、よろしいですか。はい、ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、笹田鈴香議員。

5番（笹田鈴香君） 賛成議員としてお尋ねしたいんですけども。

〔山本君「だれに聞いとんや、それ」と呼ぶ〕

5番（笹田鈴香君） 提案者に。確認の質問です。この前の特別委員会にもそういうことが出ていなかったんですが、タクシー業界にそのひまわりサービス、高齢者のこの外出

支援を委託することはできるんですね。それを聞きたいんです。

議長（西岡正君） はい、お答えください。平岡議員。提案者。

18 番（平岡きぬ糸君） 第 2 条で事業主体として、主体は佐用町ですけれど、その運営については、町内の福祉関係機関などに委託することができるということですので、こういうサービス事業を行っている近隣の町を見ましても、今おっしゃってる、具体的にタクシー業者に委託する場合もありうることだと考えます。

議長（西岡正君） はい。笹田議員、提案者ですので、打合わせを十分前もってしていただければ助かるんですが。ほかにありませんか。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） これを恐らく今、町の方は要綱の方で実施されていると思うんですけども、これをあえて条例化するという意味はどこにあるんですか。

〔平岡君「はい、いいですか。答弁」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） はい、お答えください。

18 番（平岡きぬ糸君） 要綱は町しか出せないの、議員としては条例しか方法がなかったということなんです。

議長（西岡正君） はい、よろしいですか。はい。ほかにございますか。  
ないようですから、質疑を終結いたします。  
本案につきましては、質疑を終結いたしましたので、討論に入ります。討論のある方。

〔吉井君「賛成討論です」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 反対の討論ございませんか。

〔山田君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、山田弘治議員。

17 番（山田弘治君） 理由は先ほど申し上げましたとおりであります。先ほど議運のあり方について批判がございましたけれども、現在あの、先ほども申し上げましたように、特別委員会を設置して、当局提案もうけながら、議会として一番いい方法をまとめようということで、今現在第 1 回目の特別委員会を先般開きました。そういう中で、この条例化を厚生常任委員会に付託すると、片一方で条例化がし、片一方でこれから内容を詰めるということはおかしいので、まず特別委員会の中で内容を詰めた結果、その後、条例化を必要とする話なんで、私はそういう意味で議運の中で即決という形を皆さんと相談して決めさし

ていただきました。反対理由は、先ほど申し上げた理由で反対といたします。

議長（西岡正君） はい。賛成。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、吉井議員。賛成論。

20 番（吉井秀美君） 20 番、吉井です。

私は、発議第9号 佐用町高齢者等外出支援サービス事業実施条例に賛成をいたします。旧南光町が実施していた通称ひまわりサービスは、ドアトゥードアで、往復料金が250円という低料金で、利用回数の制限がありません。昨年の町長選挙でも大きな争点となり、「私の地域にもひまわりサービスを走らせて」と要望がたくさん寄せられました。庵道町長もひまわりサービス、福祉タクシーを充実しますと公約されたではありませんか。6月1日の外出支援特別委員会で、鍋島議員が兵庫陸運局の許可は必要ないが、当局から確認をするよう求めておりますが、どうだったのでしょうか。こちらの確認では、ひまわりサービスは新たな何の手続も必要とせず、新佐用町全域を走らせることができる状態になっています。住民の利益を第一に考え、本案に賛成します。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔岡本君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、岡本安夫議員。

13 番（岡本安夫君） 反対討論いたします。

山田議員と同じなんですけども、いかにも町長が公約に反するようなことをやってるといふような言い方がありましたけども、町長も公約どおりに7月1日からは、要綱の上においてやるという案を特別委員会の中でだされております。それにも係らず、あえてこういうことを出すというのはいかがなものかなと思います。特別委員会を尊重するために、この発議をしたこと自体に反対いたします。

議長（西岡正君） はい、ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡正君） はい、鍋島議員。

21 番（鍋島裕文君） はい。賛成討論をいたします。

議員としての政策提案、当然のね、そういう権利に対しておかしいという指摘自体、これはよくよく考えていただきたいというふうに思います。この出されている議案は、本当に住民がね、切実に求めている内容でありますし、現状の状況は御存じのように、当局は非常に矮小化された、対象者を非常に限定したひまわりサービスを実施しようとしております。議論されたように、その理由として、近畿運輸局陸運局の許可が取れないからというようにとんでもないね、理屈でもって、その理由付けをしています。ところが、近畿運

輸局やそれから陸運局に確認すれば、再度佐用町としてね、認可の必要はないというのは、もう明言しておるんです。そういうことからすればね、ひまわりサービスというのは、更に認可を取る必要もなくね、その気になりさえすれば実施できる、そういうサービスであります。その充実を求める町民に応えるためにも、ぜひこの条例化をすべきだと。これで賛成討論といたします。

議長（西岡正君） はい。ここで討論を終結いたします。

これより発議について採決に入ります。発議第 9 号 佐用町高齢者等外出支援サービス事業実施（案）を制定する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の。

〔鍋島君「議長。起立」と呼ぶ〕

議長（西岡正君） 起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（西岡正君） 起立、少数であります。よって、発議第 9 号 佐用町高齢者等外出支援サービス事業実施（案）を制定する条例については否決されました。

ここであらかじめお諮りいたします。時間を延長したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 異議なしの声がありますので、よろしく願いいたします。次に、続いて入ります。

---

#### 日程第 43 . 請願及び陳情について

議長（西岡正君） 日程 43 に移ります。

請願及び陳情についてであります。今期定例会に請願 1 件、陳情 1 件を受理いたしております。お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。事務局長。

事務局長（岡本一良君） はい。請願文書表。受付、平成 18 年 5 月 30 日。請願第 2 号。請願者の住所・氏名、兵庫県教職員組合佐用支部、支部長、川崎旭。件名、第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件。要旨、別紙のとおり。

続いて、陳情文書表。受付、平成 18 年、5 月 24 日。陳情第 1 号。陳情者の住所・氏名、兵庫県立佐用高等学校、同窓会、会長、石堂則本。件名、町有地に関する陳情書。要旨、別紙のとおり。

以上です。

議長（西岡正君） 事務局長の朗読が終わりました。

請願第 2 号 第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件及び陳情第 1 号 町有地に関する陳情書については、総務常任委

員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、請願第 2 号 第 8 次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度の堅持に関する件及び陳情第 1 号 町有地に関する陳情については、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第 44 . 委員会付託について

議長（西岡正君） 続いて、日程 44 に移ります。  
日程第 44 は、委員会付託についてであります。  
お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡正君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。  
以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。  
なお、6 月 12 日の本会議は午前 10 時開会とし、一般質問を合わせて行いますので御承知くださいますようお願いをいたします。  
本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

午後 4 時 5 9 分 散会

---